

2,558,450	2,547,447	6,162	2,558,449	2,553,700	6,253	0	0	△	2,553,700	0	0	0	0	0	0	0		
667,641	554,719	5,907	838,342	748,609	△	11,493	836,869	747,136	△	1,473	828,530	738,941	△	8,195	827,734	738,289	△	652
759,636	473,880	△	115,924	360,276	102,603	848	1,746,506	1,512,640	1,410,037	1,677,458	1,443,225	△	69,415	1,703,297	1,470,805	27,580		
10,404,888	7,366,529	△	98,749	9,261,791	6,791,304	75,207	8,149,693	5,672,698	△	1,118,606	8,312,328	5,622,457	△	50,241	8,245,516	5,550,835	△	71,622
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0			0			0			0			0		0			0	
0			0			0			0			0		0			0	
0			0			0			0			0		0			0	

(2) 特別会計 (特別会計のうち法第2条第1号イロハに掲げる以外のもの) : 変更前に同じ

(3) 一般会計等の実質収支：次のとおり変更する

(单位:千円)

区分	年 度	計画初年度の前年度 (平成20年度)	財政再生計画を策定した年度 (初年度)	平成22年度 (第2年度)			平成23年度 (第3年度)			平成24年度 (第4年度)			平成25年度 (第5年度)			平成26年度 (第6年度)			平成27年度 (第7年度)			平成28年度 (第8年度)			平成29年度 (第9年度)		
				平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)															
歳入歳出差引額	[A]	△	32,173,140	456,142	526,450	588,586	645,363	653,696	678,604	879,739	902,227	285,292	85,182														
翌年度へ繰越すべき財源	[B]		26,326	31,425	9,134	713	38,600	28	2,374	13,175	40	0	85														
実質収支額[A]-(B)	[C]	△	32,199,466	424,717	517,316	587,873	606,763	653,668	676,230	866,564	902,187	285,292	85,097														
[C]のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
実質赤字比率 (%)			703.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00														
参考 再生振替特例債を発行しなかった場合の実質赤字比率			703.60	677.85	616.89	613.86	581.02	555.69	548.37	511.38	495.36	455.15	410.75														

(单位:千円)

令和元年度 (第11年度)	令和2年度 (第12年度)	令和3年度 (第13年度)	令和4年度 (第14年度)	令和5年度 (第15年度)	令和6年度 (第16年度)	令和7年度 (第17年度)	令和8年度 (第18年度)	令和9年度 (第19年度)	令和10年度 (第20年度)	令和11年度 (第21年度)
576,134	482,564	802,439	330,881	35,182	0	0	0	0	0	0
10	238,332	156,856	3,683	34,470	0	0	0	0	0	0
576,124	244,232	645,583	327,198	712	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
358.77	294.64	233.93	187.76	138.89	101.10	51.12	0.00	0.00	0.00	0.00

## 2 連結実質収支：次のとおり変更する

(単位:千円)

(单位:千円)

32,892	2,160	49,477	98,281	78,203	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30,813	0	46,869	97,376	75,970	0	0	0	0	0	0	0
2,079	2,160	2,608	1,905	2,233	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
△ 1,042,172	△ 656,629	△ 1,109,683	△ 823,613	△ 455,641	0	0	0	0	0	0	0
4,482,979	4,673,651	4,978,369	4,831,237	4,803,561	4,749,200	4,726,077	4,351,032	4,158,658	4,117,893	4,059,645	
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

3 実質公債費比率：次のとおり変更する

(単位：千円)

区分	年 度	計画初年度の前年度 (平成20年度)	財政再生計画を策定した年度 (初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)
(1) 地方債の元利償還金		2,058,218	1,590,811	2,299,746	2,046,422	1,996,152	3,993,298	3,953,339	3,746,089	3,730,177	3,314,621	3,397,639
(2) 準元利償還金		746,779	716,442	1,244,634	613,880	273,915	269,766	262,554	250,954	242,828	233,306	221,889
(3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源		498,151	417,705	484,299	435,539	403,609	376,308	375,533	298,263	288,536	288,104	313,542
(4) 算入公債費及び算入準公債費の額		611,539	599,341	603,916	600,982	594,266	581,368	604,164	533,223	543,108	527,623	584,166
(5) 標準財政規模		4,576,329	4,687,507	5,142,849	4,968,284	4,986,749	4,948,848	4,731,694	4,755,135	4,606,486	4,527,509	4,470,396
(単位：%)												
(6) 実質公債費比率 (単年度)		42.8	31.6	54.1	37.2	29.0	75.6	78.4	74.9	77.3	68.3	70.0
(7) 実質公債費比率 (3か年の平均)		42.1	36.8	42.8	40.9	40.0	47.2	61.0	76.3	76.8	73.5	71.8

(単位：千円)

令和元年度 (第11年度)	令和2年度 (第12年度)	令和3年度 (第13年度)	令和4年度 (第14年度)	令和5年度 (第15年度)	令和6年度 (第16年度)	令和7年度 (第17年度)	令和8年度 (第18年度)	令和9年度 (第19年度)	令和10年度 (第20年度)	令和11年度 (第21年度)	
3,407,651	3,432,375	3,495,433	3,511,619	3,466,119	3,594,945	3,601,883	3,719,153	1,062,444	1,038,450	987,639	
284,930	280,390	277,100	289,600	275,355	249,099	248,980	248,787	248,407	248,281	248,132	
321,061	306,574	294,716	261,198	258,236	260,045	323,133	253,476	242,866	237,719	231,407	
596,859	638,705	690,669	703,316	661,874	730,235	731,390	764,185	674,427	640,066	589,192	
4,482,979	4,673,651	4,978,369	4,831,237	4,803,561	4,749,200	4,726,077	4,351,032	4,158,658	4,117,893	4,059,645	

(单位: %)

71.4	68.6	65.0	68.7	68.1	70.6	70.0	82.3	11.3	11.8	12.0
69.9	70.0	68.3	67.4	67.2	69.1	69.5	74.2	54.5	35.1	11.6

#### 4 将来負担比率：次のとおり変更する

(单位:千円)

区分	年 度	計画初年度の前年度 (平成20年度)	財政再生計画を策定した年度 (初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	
		(1) 一般会計等に係る地方債の現在高	13,270,250	45,014,739	44,619,420	44,254,106	43,888,609	41,322,711	39,260,732	36,843,917	35,105,607	33,272,760	31,226,299
(2) 債務負担行為に基づく支出予定額		5,151,858	4,299,046	2,847,855	2,076,963	1,661,577	1,246,191	830,805	415,419	0	0	0	0
(3) 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額		1,839,546	1,829,396	1,759,531	1,655,061	1,515,477	1,435,316	1,318,469	1,186,289	1,163,408	1,045,871	929,791	
(4) 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額		695,505	580,884	875,792	920,325	967,860	1,012,861	1,090,308	1,002,470	1,050,386	1,047,676	1,104,559	
(6) 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額		1,627,314	1,351,926	1,098,469	779,583	293,830	0	0	0	0	0	0	0
(7) 連結実質赤字額		32,294,035	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8) 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額		272,617	265,787	1,208,339	2,853,400	4,698,299	4,578,508	4,606,710	4,590,165	4,598,070	5,897,104	7,200,030	
(10) 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入		3,005,074	2,649,185	2,335,594	2,242,389	2,173,353	2,157,853	1,956,025	2,088,478	2,177,057	2,239,276	2,293,668	
(11) 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額		5,449,187	5,552,232	5,783,431	5,661,001	5,606,245	5,577,773	6,037,625	6,066,914	6,396,552	6,579,313	6,659,350	
(12) 標準財政規模		4,576,329	4,687,507	5,142,849	4,968,284	4,986,749	4,948,848	4,731,694	4,755,135	4,606,486	4,527,509	4,470,396	
(13) 算入公債費及び算入準公債費の額		611,539	599,341	603,916	600,982	594,266	581,368	604,164	533,223	543,108	527,623	584,166	

(单位:千吨)

1,078,341	1,100,187	990,404	993,654	1,000,435	1,147,381	1,144,302	1,104,295	1,156,422	1,143,641	1,158,034
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,171,316	7,499,011	7,383,123	7,820,135	7,833,639	5,667,200	5,057,622	867,462	2,265,134	3,606,107	4,974,832
2,278,048	2,147,256	2,020,472	1,884,117	1,743,242	2,468,193	2,468,371	2,417,110	2,361,721	2,301,461	2,231,373
6,768,518	6,901,239	6,670,840	6,968,190	6,366,872	3,566,082	3,059,106	2,583,418	2,365,427	2,326,411	2,348,453
4,482,979	4,673,651	4,978,369	4,831,237	4,803,561	4,749,200	4,726,077	4,351,032	4,158,658	4,117,893	4,059,645
596,859	638,705	690,669	703,316	661,874	761,187	803,422	764,185	674,427	640,066	589,192
(単位 : %)										
399.7	336.0	274.0	220.7	171.7	190.6	138.0	166.6	124.9	79.2	34.6

第6 再生振替特例債の各年度ごとの償還額：変更前に同じ

第7 各年度ごとの健全化判断比率の見通し：次のとおり変更する

(単位 : %)

健全化判断比率	年 度	計画初年度の前年度 (平成20年度)	財政再生計画を策定した年度 (初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)
実質赤字比率		703.60 (15.00)		0.00 (15.00)	0.00 (14.91)	0.00 (15.00)						
連結実質赤字比率		705.67 (20.00)		0.00 (20.00)	0.00 (19.91)	0.00 (20.00)						
実質公債費比率		42.1 (25.0)		36.8 (25.0)	42.8 (25.0)	40.9 (25.0)	40.0 (25.0)	47.2 (25.0)	61.0 (25.0)	76.3 (25.0)	76.8 (25.0)	73.5 (25.0)
将来負担比率		1,164.0 (350.0)		1,091.1 (350.0)	922.5 (350.0)	891.3 (350.0)	816.1 (350.0)	748.7 (350.0)	724.4 (350.0)	632.4 (350.0)	594.2 (350.0)	516.2 (350.0)

(単位 : %)

令和元年度 (第11年度)	令和2年度 (第12年度)	令和3年度 (第13年度)	令和4年度 (第14年度)	令和5年度 (第15年度)	令和6年度 (第16年度)	令和7年度 (第17年度)	令和8年度 (第18年度)	令和9年度 (第19年度)	令和10年度 (第20年度)	令和11年度 (第21年度)
0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
69.9 (25.0)	70.0 (25.0)	68.3 (25.0)	67.4 (25.0)	67.2 (25.0)	69.1	69.5	74.2	54.5	35.1	11.6
399.7 (350.0)	336.0 (350.0)	274.0 (350.0)	220.7 (350.0)	171.7 (350.0)	190.6	138.0	166.6	124.9	79.2	34.6

第8 その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ

|| 健全化判断比率の見通し：(令和7年11月四口セミ)











## ○総務省告示第百四号

政党助成法（平成6年法律第五号）第十七条第一項の規定により提出された支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、自由民主党から訂正の報告があつたので、令和6年総務省告示第百七十号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があつたので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年三月二十八日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改める。

訂 正 後	訂 正 前
〔自由民主党〕 支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分） 自由民主党東京都第二十三選挙区支部 〔略〕 〔1～3 略〕 4 支部基金積立総額（果実を含む。) <u>93,573</u> 5 本年末等支部基金残高 <u>97,788</u> 〔6～8 略〕 9 支部基金の内訳 〔略〕 取崩し額 2,591,205 果実収入額 6 本年末等残高 <u>97,788</u> 総括文書（支部分）の要旨 〔略〕 〔1～3 略〕 4 支部基金積立総額（果実を含む。) <u>277,741,330</u> 5 本年末等支部基金残高 <u>1,212,816,726</u> 〔6 略〕 7 支部基金の内訳 〔略〕 果実収入額 7,908 本年末等残高 <u>1,212,816,726</u> 総括文書（本部及び支部分）の要旨 〔略〕 〔1～3 略〕 4 政党基金・支部基金積立総額（果実を含む。) <u>6,087,932,950</u>	〔自由民主党〕 支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分） 自由民主党東京都第二十三選挙区支部 〔同左〕 〔1～3 同左〕 4 支部基金積立総額（果実を含む。) <u>93,567</u> 5 本年末等支部基金残高 <u>97,782</u> 〔6～8 同左〕 9 支部基金の内訳 〔同左〕 取崩し額 2,591,205 本年末等残高 <u>97,782</u> 総括文書（支部分）の要旨 〔同左〕 〔1～3 同左〕 4 支部基金積立総額（果実を含む。) <u>277,741,324</u> 5 本年末等支部基金残高 <u>1,212,816,720</u> 〔6 同左〕 7 支部基金の内訳 〔同左〕 果実収入額 7,902 本年末等残高 <u>1,212,816,720</u> 総括文書（本部及び支部分）の要旨 〔同左〕 〔1～3 同左〕 4 政党基金・支部基金積立総額（果実を含む。) <u>6,087,932,944</u>

5 本年末等政党基金・支部基金残高 25,833,052,829

[6 略]

7 政党基金・支部基金の内訳

[略]

累実収入額

7,908

本年末等残高

25,833,052,829

備考 表中の「」の記載は注記である。

## ○総務省告示第68号

政党助成法(平成六年法律第五号)第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、自由民主党から訂正の届出があつたので、令和七年総務省告示第六十八号(政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があつたので公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

令和七年二月二十八日

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をいれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改め。

政党の名称 [略]	異動事項 新 旧	異動年月日 [同上]	訂正前		
			訂	正	前
自由民主党	支部の数 七七六九	七七六八	自由民主党	支部の数 七七七一	七七七〇
うち法第十四	七七六九	七七六八	うち法第十四	七七七一	七七七〇
条第二項に規定する支部の数	七七六四	七七六八	条第二項に規定する支部の数	七七七一	七七七〇
自由民主党	支部の数 七七六四	七七六八	自由民主党	支部の数 七七六六	七七七〇
うち法第十四	七七六四	七七六八	うち法第十四	七七六六	七七七〇
条第二項に規定する支部の数	七七六四	七七六八	条第二項に規定する支部の数	七七七一	七七七〇
自由民主党	支部の数 七七六八	七七六九	自由民主党	支部の数 七七七〇	七七七一
うち法第十四	七七六八	七七六九	うち法第十四	七七七〇	七七七一
条第二項に規定する支部の数	七七六八	七七六九	条第二項に規定する支部の数	七七七一	七七七〇
〔届出年月日 令和七年一月十 日〕			〔届出年月日 令和七年一月十 日〕		
〔同上〕					

備考 表中の「」の記載は注記である。

[略]



秋野	公造	福岡県北九州市戸畠区初音町一三一
石川	博崇	大阪府豊中市大黒町一一五一一四
伊藤	孝江	兵庫県宝塚市仁川北一一三一一〇
上田	勇	福岡県福岡市早良区高取一一一一一
河野	義博	東京都中央区佃二一一一
（菊地とし子）	（竹谷とし子）	鹿児島県鹿児島市西千石町一四一二
窪田	哲也	愛知県岡崎市美合町下長根一一一二
里見	隆治	東京都世田谷区三宿一一二五一一〇
塩田	博昭	福岡県太宰府市坂本三一一〇一一
下野	六太	大阪府寝屋川市香里新町二八一三〇
杉	久武	埼玉県さいたま市見沼区堀崎町一二二二一二
高橋	次郎	兵庫県神戸市東灘区本山中町四一八一八
高橋	光男	千葉県浦安市舞浜三一二一一一
谷合	正明	岡山県岡山市北区いづみ町五一一八
新妻	秀規	愛知県名古屋市中区錦一一七一七
西田	実仁	埼玉県所沢市本郷一〇〇八一五
平木	大作	千葉県市川市市川南一一二
三浦	信祐	神奈川県横浜市緑区東本郷三一三三
宮崎	勝	埼玉県ふじみ野市上福岡五一七一一
矢倉	克夫	埼玉県さいたま市浦和区前地一一一六
安江	伸夫	愛知県知多市清水が丘一一八〇六一
（佐々木さやか）	（山口さやか）	神奈川県横浜市港北区篠原町二六二三一
山口那津男	山口那津男	東京都葛飾区西亀有一一一四一四
香川県高松市浜ノ町七一一五	香川県高松市浜ノ町七一一五	
山本	博司	



(七) 所属国会議員

氏名

所選出区分

氏名住

所選出区分

若しくは

吉川	北野	鈴木	神谷
里奈	裕子	敦	宗幣
東京都新宿区山吹町三三九	滋賀県守山市守山四一六一六	三	石川県加賀市須谷町八一四二一
九衆	九衆	南衆	比參議院議員
議院議員	近衆	議院議員	例代表
州	議院議員	閔院議員	令和四年七月十日
月二十七日十	議員	東	令和六年十二月二十七日
令和六年十	畿	令和六年十二月二十七日	月二十七日
月二十七日十	令和六年十二月二十七日	令和六年十二月二十七日	令和六年十二月二十七日

令和六年十月二十七日執行総選挙  
小選挙区選挙  
一、三五七、一八九・一五九票  
二、三六〇、二四〇票  
三、三六一、二四〇票

令和四年七月十日執行通常選挙  
比例代表選挙  
選挙区選挙  
二〇一八、三四・六二七

支部の数 三三九 うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数 三三九  
会員数 三三九 うち政党助成法第三条第一項各号を観て合計三三九  
会員登記簿 三三九 うち三月一日又は政黨資金規定期間終了日三月一日

する政治団体となつた年月日  
政治資金規正法第六条第一項

三) 政党助成法第六条第一項の規定による届出の年月日

# 社会民主党

しゃかいみんしゅとう

しゃみんとう

主たる事務所の所在地 東京都中央区湊三一一八一七

三 代表者 福島 田 瑞穂 各 住 神奈川県川崎市麻生区白山五丁目 所

合譜真傳者 中昌傳

者との職務代行

会計監査を行るべき者 伊藤 正通 秋田県秋田市新屋船場町四一二

千葉県柏市岩井八〇二一  
清丞 鈴木

八塚  
勇一  
大阪府豊中市立花町二一一一七

日年昭	十年昭	年昭	九十昭	年昭
二和	一十和	十和	一和	八和
月二	月三	月二	月四	月二
日	月十三	月七	月二十	月十
十五	日六	十六	十年	五年
五六	三三	六六	日五	
月令	月令	月令	月令	月令
二和	二和	和四十	和一	和三
六年	六年	四年	日三	三年
三年				

(九)	支部の数	一五九	うち政黨助成法第十四条第二項に規定する支部の数	一五九
(一〇)	政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となつた年月日	昭和三十年十月十四日	昭和三十年十月十四日	昭和三十年十月十四日
(一一)	政治資金規正法第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定による届出の年月日	平成六年十二月二十八日	平成六年十二月二十八日	平成六年十二月二十八日
(一二)	政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日	令和六年十一月十二日	令和六年十一月十二日	令和六年十一月十二日
(一三)	自由民主党	平成六年十二月二十八日	平成六年十二月二十八日	平成六年十二月二十八日
(一四)	政黨の名称	自由民主党	自由民主党	自由民主党
(一五)	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町一一一一二三	東京都千代田区永田町一一一一二三	東京都千代田区永田町一一一一二三
(一六)	氏名	(略称)自民党	(略称)自民党	(略称)自民党
(一七)	住	じゅみんしゆとう	じゅみんしゆとう	じゅみんしゆとう
(一八)	所	じゅみんしゆとう	じゅみんしゆとう	じゅみんしゆとう
(一九)	生年月日	昭和三十二年二月四日	昭和三十二年二月四日	昭和三十二年二月四日
(二〇)	選任年月日	令和六年九月二十七日	令和六年九月二十七日	令和六年九月二十七日
(二一)	年月日	昭和二十年四月八日	昭和二十年四月八日	昭和二十年四月八日
(二二)	月日	令和六年九月三十日	令和六年九月三十日	令和六年九月三十日
(二三)	年月日	昭和四十年八月十七日	昭和四十年八月十七日	昭和四十年八月十七日
(二四)	月日	令和五年六月一日	令和五年六月一日	令和五年六月一日
(二五)	年月日	昭和二十九年一月十二日	昭和二十九年一月十二日	昭和二十九年一月十二日
(二六)	月日	令和六年十二月一日	令和六年十二月一日	令和六年十二月一日
(二七)	会計監査を行ふべき者	山口 俊一	山口 俊一	山口 俊一
(二八)	会計監査を行ふべき者	井形 厚一	井形 厚一	井形 厚一
(二九)	会計監査を行ふべき者	森山 裕	森山 裕	森山 裕
(三〇)	会計責任者	石破 茂	石破 茂	石破 茂
(三一)	代表者	井形 厚一	井形 厚一	井形 厚一
(三二)	会計責任者	鹿児島県鹿屋市今坂町一〇一一八一	鹿児島県鹿屋市今坂町一〇一一八一	鹿児島県鹿屋市今坂町一〇一一八一
(三三)	代 表 者	鳥取県鳥取市上町三六	鳥取県鳥取市上町三六	鳥取県鳥取市上町三六
(三四)	会計責任者	埼玉県和光市白子三一二七一七	埼玉県和光市白子三一二七一七	埼玉県和光市白子三一二七一七

令和六年十一月二十七日執行総選挙	小選挙区選舉	沖縄県中頭郡北中城村字島袋三三一 （新垣ク二才）	沖縄県議院議員令和六年十一月二十七日
得票総数	○一六	福島瑞穂 （福島みづほ）	沖縄県第二区議員令和四年七月十日
大椿裕子 （大椿ゆうこ）	○一六	神奈川県川崎市麻生区白山五一一一	参議院議員令和四年七月十日
○一六	大阪府大阪市生野区生野西四一二	比例代表	参議院議員令和元年七月二十一日
○一六	大阪府大阪市生野区生野西四一二	比例代表	参議院議員令和元年七月二十一日

○さお通議前若舉議回とする同  
れい常院々し又員のしる候に所  
たて選議回はの衆て、補所  
者選舉員のく前總議所  
は出にの参は回選院前者属

(六) 会計監査を行ふべき者	山口 俊一	主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町一一一一三
(五) 会計責任者の職務代行	井形 厚一	鳥取県鳥取市上町三六 住 所
(四) 会計責任者	森山 裕	鹿児島県鹿屋市今坂町一〇一一八一 一
(三) 代表者	石破 茂	埼玉県和光市白子三一一七一七 五
(二) (一)		昭和三十二年二月四日 令和六年九月二十七日
		昭和二十年四月八日 令和六年九月三十日
		昭和四十年八月十七日 令和五年六月一日
		昭和二十年四月八日 令和六年九月一日

(七) 所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日
逢沢 一郎	岡山県岡山市北区鹿田町一一四一八	衆議院議員 岡山県第一区	令和六年十月二十七日
赤澤 亮正	鳥取県米子市日ノ出町一一六一四〇	衆議院議員 鳥取県第二区	令和六年十月二十七日
（あかま二郎）	（神奈川県相模原市中央区横山台二一九一〇）	衆議院議員 神奈川県第十四区	令和六年十月二十七日
東 国幹	北海道旭川市春光六条八一一四一	衆議院議員 北海道第六区	令和六年十月二十七日
麻生 太郎	福岡県飯塚市柏の森二二四	衆議院議員 福岡県第八区	令和六年十月二十七日
阿部 俊子	岡山県津山市伏見町一三二三一一〇	衆議院議員 福岡県第一区	令和六年十月二十七日
（あべ 安藤 高夫）	東京都練馬区豊玉北五一一七一四	衆議院議員 東京都第一区	令和六年十月二十七日
五十嵐 清	栃木県日光市御幸町五七八一一〇	衆議院議員 東京都第二区	令和六年十月二十七日
石田 真敏	和歌山県海南市黒江一一七四	衆議院議員 東京都第三区	令和六年十月二十七日
石破 茂	鳥取県鳥取市上町三六	衆議院議員 東京都第四区	令和六年十月二十七日
石橋林太郎	広島県広島市安佐南区大町東一一四一	衆議院議員 福岡県第二区	令和六年十月二十七日
井出 庸生	長野県佐久市白田二二二六一一	衆議院議員 福岡県第三区	令和六年十月二十七日
石原 宏高	東京都品川区大崎一一四一三	衆議院議員 福岡県第四区	令和六年十月二十七日
伊藤 忠彦	愛知県知多市つづじが丘三一一七一	衆議院議員 福岡県第五区	令和六年十月二十七日
伊藤 達也	五愛京都調布市調布ヶ丘三一六四一一	衆議院議員 福岡県第六区	令和六年十月二十七日
伊東 良孝	北海道釧路市美原五一一三〇一一	衆議院議員 福岡県第七区	令和六年十月二十七日
井上 信治	東京都青梅市河辺町一〇一一五一	衆議院議員 福岡県第八区	令和六年十月二十七日

○さお通議前若舉議回とする同  
れい常院々し又員のしる候に所  
たて選議回はの衆て、補者選舉員のく前總議會に所  
者選舉員のく前總議會に所  
は出にの參は回選院前者属



渡海紀三朗	富樺 博之	永岡 桂子	長坂 康正	中曾根康隆	長島 昭久	中谷 元	中谷 真一	中野 英幸	中村 裕之	仁木 博文	西田 昭二	西野 太亮	丹羽 秀樹	根本 拓	根本 幸典	野田 聖子	野中 厚	萩生田光一	長谷川淳二	鳩山 二郎	葉梨 康弘
兵庫県高砂市曾根町二三四八	秋田県秋田市仁井田新田三一一三	茨城県古河市東本町一一二二一一六	愛知県稻沢市高御堂一一五一七	東京都府中市寿町一一一一一	群馬県前橋市城東町一一一一	高知県高知市介良乙一七四八	山梨県韋崎市一ツ谷一八三六	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四九一七	北海道余市郡余市町黒川町一一一八	徳島県阿南市宝田町平岡八二六	石川県七尾市石崎町ソ部五一九	熊本県熊本市南区近見四一三一一	愛知県春日井市八田町五一四一八	福島県郡山市咲田一一二〇一一	茨城県行方市麻生一一八八一一	愛知県豊橋市小松町二六	岐阜県岐阜市加納城南通一一四一	福岡県久留米市東櫛原町三〇五一一六	愛媛県宇和島市宇和津町一一三四一四	東京都八王子市曉町一一三三一一四	茨城県取手市新町一一六一一
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	
秋田県秋田市仁井田新田三一一三	茨城県古河市東本町一一二二一一六	愛知県稻沢市高御堂一一五一七	東京都府中市寿町一一一一一	群馬県前橋市城東町一一一一	高知県高知市介良乙一七四八	山梨県韋崎市一ツ谷一八三六	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四九一七	北海道余市郡余市町黒川町一一一八	徳島県阿南市宝田町平岡八二六	石川県七尾市石崎町ソ部五一九	熊本県熊本市南区近見四一三一一	愛知県春日井市八田町五一四一八	福島県郡山市咲田一一二〇一一	茨城県行方市麻生一一八八一一	愛知県豊橋市小松町二六	岐阜県岐阜市加納城南通一一四一	福岡県久留米市東櫛原町三〇五一一六	愛媛県宇和島市宇和津町一一三四一四	東京都八王子市曉町一一三三一一四	茨城県取手市新町一一六一一	

松野 博一	千葉県市原市根田一 一一六一二五	馬場みどり (松島みどり)
牧島かれん	神奈川県小田原市本町一 一四一	浜田 靖一
本田 太郎	京都府宮津市字鶴賀二 一一三一〇	平井 卓也
堀内 豪志	静岡県三島市西若町六 一五	星野 剛士
細野 詔子	山梨県富士吉田市新西原二 一一四	古屋 圭司
星野 剛士	神奈川県藤沢市南藤沢八 一一四	穂坂 泰
古屋 圭司	岐阜県惠那市大井町一〇一	古川 稔久
古川 稔久	宮崎県都城市中原町二九街区一五	古川 康
古川 康	佐賀県唐津市新興町二〇	藤丸 敏
藤丸 敏	福岡県みやま市瀬高町上庄一四二	船田 元
福岡県みやま市瀬高町上庄一四二	一一〇	一木 真一
一木 真一	栃木県宇都宮市一の沢一一二一六	古川 直季
栃木県宇都宮市一の沢一一二一六	神奈川県横浜市旭区柏町三六一一	古川 康
神奈川県横浜市旭区柏町三六一一	兵庫県神戸市西区美賀多台一 一三	藤井比早之
兵庫県神戸市西区美賀多台一 一三	岡山県津山市山北六二一一七	福田 達夫
岡山県津山市山北六二一一七	香川県高松市錦町二一一一八	平沼正三郎
香川県高松市錦町二一一一八	千葉県富津市大堀二〇〇二一	平沢 勝栄
千葉県富津市大堀二〇〇二一	東京都葛飾区柴又二一一二一四	平口 洋
東京都葛飾区柴又二一一二一四	広島県広島市西区井口一一二一五	林 芳正
広島県広島市西区井口一一二一五	山口県下関市貴船町四一七一	浜田 靖一

松本 剛明	松本 尚	松本 洋平	松本 洋平	松本 洋平
千葉県佐倉市ユーカリが丘七一一五	千葉県佐倉市ユーカリが丘七一一五	千葉県佐倉市ユーカリが丘七一一五	千葉県佐倉市ユーカリが丘七一一五	千葉県佐倉市ユーカリが丘七一一五
東京都小平市小川東町五一六一一一	東京都小平市小川東町五一六一一一	東京都小平市小川東町五一六一一一	東京都小平市小川東町五一六一一一	東京都小平市小川東町五一六一一一
神奈川県横浜市青葉区あざみ野一一二一一二	神奈川県横浜市青葉区あざみ野一一二一一二	神奈川県横浜市青葉区あざみ野一一二一一二	神奈川県横浜市青葉区あざみ野一一二一一二	神奈川県横浜市青葉区あざみ野一一二一一二
秋田県大仙市大曲金谷町一一二一一二	秋田県大仙市大曲金谷町一一二一一二	秋田県大仙市大曲金谷町一一二一一二	秋田県大仙市大曲金谷町一一二一一二	秋田県大仙市大曲金谷町一一二一一二
福岡県福津市日蒔野一一一一一〇	福岡県福津市日蒔野一一一一一〇	福岡県福津市日蒔野一一一一一〇	福岡県福津市日蒔野一一一一一〇	福岡県福津市日蒔野一一一一一〇
沖縄県浦添市宮城一一九一一〇	沖縄県浦添市宮城一一九一一〇	沖縄県浦添市宮城一一九一一〇	沖縄県浦添市宮城一一九一一〇	沖縄県浦添市宮城一一九一一〇
鹿児島県鹿児島市真砂本町三九一一三	鹿児島県鹿児島市真砂本町三九一一三	鹿児島県鹿児島市真砂本町三九一一三	鹿児島県鹿児島市真砂本町三九一一三	鹿児島県鹿児島市真砂本町三九一一三
北海道函館市本町三四一一一	北海道函館市本町三四一一一	北海道函館市本町三四一一一	北海道函館市本町三四一一一	北海道函館市本町三四一一一
長野県伊那市境一六五三一一	長野県伊那市境一六五三一一	長野県伊那市境一六五三一一	長野県伊那市境一六五三一一	長野県伊那市境一六五三一一
岐阜県各務原市那加桜町一一三六	岐阜県各務原市那加桜町一一三六	岐阜県各務原市那加桜町一一三六	岐阜県各務原市那加桜町一一三六	岐阜県各務原市那加桜町一一三六
埼玉県さいたま市浦和区岸町六一一一〇一一二	埼玉県さいたま市浦和区岸町六一一一〇一一二	埼玉県さいたま市浦和区岸町六一一一〇一一二	埼玉県さいたま市浦和区岸町六一一一〇一一二	埼玉県さいたま市浦和区岸町六一一一〇一一二
愛媛県今治市別宮町二三四一一〇	愛媛県今治市別宮町二三四一一〇	愛媛県今治市別宮町二三四一一〇	愛媛県今治市別宮町二三四一一〇	愛媛県今治市別宮町二三四一一〇
栃木県足利市朝倉町七三三一一三五	栃木県足利市朝倉町七三三一一三五	栃木県足利市朝倉町七三三一一三五	栃木県足利市朝倉町七三三一一三五	栃木県足利市朝倉町七三三一一三五
東京都目黒区中町二一一五一一三	東京都目黒区中町二一一五一一三	東京都目黒区中町二一一五一一三	東京都目黒区中町二一一五一一三	東京都目黒区中町二一一五一一三
宮城県石巻市開北一一一一二	宮城県石巻市開北一一一一二	宮城県石巻市開北一一一一二	宮城県石巻市開北一一一一二	宮城県石巻市開北一一一一二
鹿児島県鹿屋市今坂町一〇一一八一一五	鹿児島県鹿屋市今坂町一〇一一八一一五	鹿児島県鹿屋市今坂町一〇一一八一一五	鹿児島県鹿屋市今坂町一〇一一八一一五	鹿児島県鹿屋市今坂町一〇一一八一一五
栃木県大田原市新富町三一一一一二	栃木県大田原市新富町三一一一一二	栃木県大田原市新富町三一一一一二	栃木県大田原市新富町三一一一一二	栃木県大田原市新富町三一一一一二
神奈川県川崎市宮前区鷺沼一一一六一七	神奈川県川崎市宮前区鷺沼一一一六一七	神奈川県川崎市宮前区鷺沼一一一六一七	神奈川県川崎市宮前区鷺沼一一一六一七	神奈川県川崎市宮前区鷺沼一一一六一七
徳島県三好市池田町字ウエノ二七八二九	徳島県三好市池田町字ウエノ二七八二九	徳島県三好市池田町字ウエノ二七八二九	徳島県三好市池田町字ウエノ二七八二九	徳島県三好市池田町字ウエノ二七八二九
兵庫県相生市本郷町四一五	兵庫県相生市本郷町四一五	兵庫県相生市本郷町四一五	兵庫県相生市本郷町四一五	兵庫県相生市本郷町四一五
岡山県岡山市中区住吉町一一一	岡山県岡山市中区住吉町一一一	岡山県岡山市中区住吉町一一一	岡山県岡山市中区住吉町一一一	岡山県岡山市中区住吉町一一一
和歌山県和歌山市有本二八六一一七	和歌山県和歌山市有本二八六一一七	和歌山県和歌山市有本二八六一一七	和歌山県和歌山市有本二八六一一七	和歌山県和歌山市有本二八六一一七
山口県下関市豊北町大字北宇賀三五五六	山口県下関市豊北町大字北宇賀三五五六	山口県下関市豊北町大字北宇賀三五五六	山口県下関市豊北町大字北宇賀三五五六	山口県下関市豊北町大字北宇賀三五五六

大家 敏志	衛藤 晟一	若山 慎司	青木 一彦	愛知県一宮市丹陽町重吉字新田郷一〇一〇一八
江島 澄	白井 正一	岩本 剛人	赤池 誠章	島根県出雲市大社町杵築北二六六八一一一
大分県大分市豊町一一二一六	千葉県千葉市美浜区高洲一一九一七	北海道札幌市清田区平岡六条三一八一三六	東京都港区南青山六一一三一二	東京都港区台場二一一二
八一一八	山口県下関市椋野町一一一八一四三	栃木県宇都宮市昭和二一五一〇	神奈川県鎌倉市植木三七〇一	山梨県甲府市住吉一一一一七
大分県大分市豊町一一二一六	今井繪理子	猪口 邦子	石井 準一	東京都渋谷区恵比寿西一一三三一二
八一一八	上野 通子	井上 義行	石井 浩郎	東京都千代田区麹町四一七
八一一八	岩本 剛人	磯崎 仁彥	石井 正弘	千葉県長生郡長生村驚四七六一一
八一一八	江島 澄	白井 正一	石井 浩郎	秋田県南秋田郡八郎潟町字中田六七一三
八一一八	大分県大分市豊町一一二一六	上野 通子	千葉県大網白里市北飯塚一七五一	岡山県岡山市北区丸の内一一五一二
八一一八	千葉県千葉市美浜区高洲一一九一七	岩本 剛人	石田 昌宏	東京都大田区大森北三一三六一一四
八一一八	山口県下関市椋野町一一一八一四三	猪口 邦子	神奈川県小田原市栄町一一八一一	東京都八王子市南大沢四一三二一一
八一一八	大分県大分市豊町一一二一六	今井繪理子	井上 義行	東京都文京区小石川二一一九一一

岡田 直樹	石川県金沢市達五一一三三三一三
（小川恵里子） 山谷えり子	東京都世田谷区尾山台一九一二
越智 俊之	広島県江田島市江田島町小用二一五 〇一七
尾辻 秀久	東京都千代田区麹町四一七
小野田紀美	岡山県瀬戸内市邑久町虫明一四三三
梶原 大介	高知県高知市東雲町四一四七
加田 裕之	兵庫県神戸市灘区宮山町三一一一八 二一五
加藤 明良	静岡県浜松市中央区志都呂一一三
片山さつき	茨城県水戸市愛宕町二一一七
神谷 政幸	愛知県豊橋市駅前大通三一五五
北村 経夫	山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 一〇六八一一
古庄 玄知	茨城県水戸市五軒町二一一一〇
上月 良祐	長崎県長崎市油屋町六一八
古賀友一郎	大分県大分市高尾台二一六一一
小林 一大	新潟県新潟市秋葉区朝日二五六〇
（小鎌 隆史） （こやり 隆史）	滋賀県大津市中央三一一一
（齊藤 房江） （さいとう ふわ）	大阪府豊中市新千里南町三一七
櫻井 康行	愛知県刈谷市一ツ木町八一一一五
酒井 康行	富城県仙台市青葉区川平五九九一九
佐藤 啓	奈良県奈良市北登美ヶ丘五八八一一
佐藤 信秋	東京都杉並区和泉二一三三一一三
佐藤 正久	埼玉県上尾市浅間台三一一七一五二
（佐山 晃子） （さやま あきこ）	東京都世田谷区駒沢四一二五一一八
佐藤 昭子	群馬県高崎市楽間町五五九一七
山東 真人	

末松 信介	千葉県柏市逆井七六七一三四
関口 昌一	兵庫県神戸市垂水区舞子坂三一一
高橋 克法	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二三七
高橋 はるみ	一九一三 一四二四 一三一三 北海道札幌市中央区南十五条西一一
高橋はるみ	栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺二
滝沢 求	青森県八戸市大字沢里字沢里山四
滝沢 求	三一三一 福井県大野市中野一一五一一
武見 敬三	灌波(灌波宏文)
武見 敬三	東京都世田谷区駒沢一一二一六
田中 昌史	東京都品川区南品川二一一七一三五
田中 昌史	東京都千代田区麹町一一三一一
柘植 芳文	愛知県名古屋市守山区四軒家一一五
柘植 芳文	六〇〇
鶴保 康介	和歌山県岩出市桜台一三六一八
鶴保 康介	千葉県八千代市島田台八七二
豊田 俊郎	富山県水見市余川二八一八
豊田 俊郎	山梨県甲府市北新一一八一九
永井 学	群馬県前橋市南町三一七一一
永井 学	一 神奈川県横浜市中区山下町一六八一
中田 宏	七 徳島県阿南市学原町上力ヤ野一六一
中田 宏	二 二一七 三原じゅん子
中根 順子	神奈川県横浜市中区本牧荒井一三
中根 順子	一 宮崎県都城市妻ヶ丘町九一六
長峯 誠	鹿児島県鹿児島市吉野町一一一八
長峯 誠	六一三 京都府京都市南区西九条高畠町二〇
中山 亜紀	東京都江東区古石場一一一二一一六
中山 亜紀	富山県富山市堀川町四四四一一
西田 昌司	京都府京都市古石場一一一二一一六
西田 昌司	東京都千代田区麹町四一七
野上 浩太郎	鹿児島県鹿児島市吉野町一一一八
野上 浩太郎	六一三 東京都千代田区麹町四一七
野村 哲郎	富山県富山市堀川町四四四一一
野村 哲郎	一 兵庫県神戸市垂水区舞子坂三一一
橋本 英子	千葉県柏市逆井七六七一三四
橋本 英子	一九一三 一四二四 一三一三 北海道札幌市中央区南十五条西一一
自見はなこ	栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺二
自見はなこ	青森県八戸市大字沢里字沢里山四
自見はなこ	三一三一 福井県大野市中野一一五一一
自見はなこ	灌波(灌波宏文)
自見はなこ	東京都世田谷区駒沢一一二一六
自見はなこ	東京都品川区南品川二一一七一三五
自見はなこ	東京都千代田区麹町一一三一一
自見はなこ	愛知県名古屋市守山区四軒家一一五
自見はなこ	六〇〇
自見はなこ	和歌山県岩出市桜台一三六一八
自見はなこ	千葉県八千代市島田台八七二
自見はなこ	富山県水見市余川二八一八
自見はなこ	山梨県甲府市北新一一八一九
自見はなこ	群馬県前橋市南町三一七一一
自見はなこ	一 神奈川県横浜市中区山下町一六八一
自見はなこ	七 徳島県阿南市学原町上力ヤ野一六一
自見はなこ	二 二一七 三原じゅん子
自見はなこ	神奈川県横浜市中区本牧荒井一三
自見はなこ	一 宮崎県都城市妻ヶ丘町九一六
自見はなこ	鹿児島県鹿児島市吉野町一一一八
自見はなこ	六一三 京都府京都市南区西九条高畠町二〇
自見はなこ	東京都江東区古石場一一一二一一六
自見はなこ	富山県富山市堀川町四四四一一
自見はなこ	京都府京都市古石場一一一二一一六
自見はなこ	東京都千代田区麹町四一七

長谷川 岳 長谷川英晴 羽生田 俊 馬場 成志 比嘉奈津美  
 森屋 宏 森屋三好 雅子 森屋まさこ 福岡 資麿 福岡  
 宮本 宮澤 宮崎 三宅 三浦 松山 政司 藤川 政人 藤川  
 周司 洋一 雅夫 雅夫 伸吾 靖 松下 新平 星 北斗 古川 俊治  
 宏 宏 宏 宏 宏 宏 宏 宏 堀井 巖 本田 顯子 舞立 昇治 古川  
 宏 宏 宏 宏 宏 宏 宏 宏 宏 宏 宏 宏 船橋 利実 船橋  
 宏 宏 宏 宏 宏 宏 宏 宏 宏 宏 宏 宏 藤木 真也 藤木

北海道札幌市南区定山渓温泉西一一〇一四  
熊本県熊本市東区小山六一一二一〇  
千葉県いすみ市山田一七三五  
群馬県前橋市千代田町二一一〇一三  
佐賀県佐賀市兵庫北五一一一四三  
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷二七七  
愛知県丹羽郡扶桑町柏森中切三〇三  
熊本県上益城郡嘉島町大字下仲間七二二  
北海道札幌市中央区南二条東五一一四  
埼玉県さいたま市岩槻区城町二一一二四  
福島県郡山市方八町二一一七一一七  
奈良県橿原市木原町四六一四  
熊本県熊本市西区花園七一一二一九  
鳥取県米子市西福原八一一二一六四  
島根県大田市川合町川合一六九三  
静岡県島田市志戸呂八〇四  
宮崎県宮崎市高岡町飯田四一一四一  
熊本県球磨郡あさぎり町上北四二七一  
福岡県福岡市西区愛宕浜二一一三一〇  
島根県大田市川合町川合一六九三  
香川県さぬき市末一三三八一一  
東京都江東区豊洲三一六一五  
広島県福山市北吉津町二一一一  
石川県能美市松が岡五一九一  
福島県いわき市泉町黒須野字早稲田一六一一二四  
山梨県都留市つる二一一二四  
福井県大野市国時町一二〇五

(四) 会計責任者		(五) 会計責任者 の職務代行者 行うべき者		(六) 会計監査を行 うべき者		(七) 所属国会議員	
氏名	住所	選出区分	選舉期日	氏名	住所	選出区分	選舉期日
阿部 司	東京都北区田端新町二一八一九	大阪府第十四区	昭和五十四年五月二十一日	飯田 利信	大阪府堺市西区鳳南町四一三八八	大阪府第三区	昭和五十四年五月二十一日
阿部 司	大阪府八尾市光町一一五五	大阪府第十四区	昭和五十四年五月二十一日	萩原 佳	大阪府茨木市南春日丘一一一〇一三	大阪府第三区	昭和五十四年五月二十一日
青柳 仁士	大阪府大阪市住之江区新北島三一	大阪府第十四区	昭和五十四年五月二十一日	青柳 仁士	大阪府八尾市光町一一五五	大阪府第十四区	昭和五十四年五月二十一日
東 徹	大阪府大阪市住之江区新北島三一	大阪府第十四区	昭和五十四年五月二十一日	東 徹	大阪府八尾市光町一一五五	大阪府第十四区	昭和五十四年五月二十一日
阿部 圭史	兵庫県神戸市兵庫区西出町二一四一	大阪府第三区	昭和五十四年五月二十一日	阿部 圭史	兵庫県神戸市兵庫区西出町二一四一	大阪府第三区	昭和五十四年五月二十一日
阿部 司	兵庫県北区田端新町二一八一九	大阪府第三区	昭和五十四年五月二十一日	阿部 司	兵庫県神戸市兵庫区西出町二一四一	大阪府第三区	昭和五十四年五月二十一日
阿部 弘樹	福岡県福津市在自五七五	近衆議院議員	令和六年十月二十七日	阿部 弘樹	福岡県福津市在自五七五	近衆議院議員	令和六年十月二十七日
池下 韶	大阪府高槻市古曽部町四一九一六	大阪府第十区	令和六年十月二十七日	池下 韶	大阪府高槻市古曽部町四一九一六	大阪府第十区	令和六年十月二十七日
池畠浩太朗	兵庫県たつの市龍野町旭町一〇〇一	大阪府第十区	令和六年十月二十七日	池畠浩太朗	大阪府高槻市古曽部町四一九一六	大阪府第十区	令和六年十月二十七日
市村浩一郎	兵庫県宝塚市栄町三一九一三	大阪府第十区	令和六年十月二十七日	市村浩一郎	兵庫県たつの市龍野町旭町一〇〇一	大阪府第十区	令和六年十月二十七日
伊東 信久	大阪府泉南市男里六一一五一一	大阪府第十区	令和六年十月二十七日	伊東 信久	大阪府泉南市男里六一一五一一	大阪府第十区	令和六年十月二十七日
井上 英孝	大阪府大坂市港区夕風二一四一二四	大阪府第十九区	令和六年十月二十七日	井上 英孝	大阪府泉南市男里六一一五一一	大阪府第十区	令和六年十月二十七日
猪口 幸子	大阪府東大阪市長堂一一八一二八	大阪府第十九区	令和六年十月二十七日	猪口 幸子	大阪府大坂市港区夕風二一四一二四	大阪府第十九区	令和六年十月二十七日
岩谷 良平	大阪府松原市天美東八一六一一七	大阪府第五区	令和六年十月二十七日	岩谷 良平	大阪府東大阪市長堂一一八一二八	大阪府第十九区	令和六年十月二十七日
梅村 聰	大阪府池田市満寿美町六一一二三	大阪府第五区	令和六年十月二十七日	梅村 聰	大阪府松原市天美東八一六一一七	大阪府第五区	令和六年十月二十七日
○ 大阪府豊中市新千里北町三一一一一	○ 大阪府東大阪市長堂一一八一二八	○ 大阪府第五区	○ 令和六年十月二十七日	○ 大阪府第五区	○ 大阪府第五区	○ 大阪府第五区	○ 令和六年十月二十七日

遠藤 敬	奥下 剛光	大阪府高石市高師浜一一二〇一八
金村 龍那	東京都港区白金台四一三一一九	大阪府吹田市桃山台一一七一一二
黒田 征樹	大阪府堺市東区日置莊田中町一七 四一六	福井県越前市本保町一一一一一
杉本 和巳	斎藤勇士アレツクス (斎藤アレツクス)	滋賀県大津市におの浜一一一五七
空本 誠喜	愛知県一宮市本町四一一一〇	広島県東広島市西条町下見四六三 三一五
高橋 英明	埼玉県川口市芝中田二一九一六	兵庫県尼崎市東難波町五一一八
中司 宏	(徳安淳子)	大阪府枚方市楠葉美咲一一一一一
西田 薫	大阪府守口市大日町一一二一九	大阪府茨木市南春日丘一一〇一三
萩原 佳	大阪府茨木市南春日丘一一〇一三	大阪府堺市西区鳳南町一一一三一八 二一
馬場 伸幸	和歌山県和歌山市伝法橋南ノ丁一	大阪府寝屋川市打上元町一六一六
林 佑美	二一	京都府京都市左京区岡崎南御所町三 五一一
藤田 文武	大阪府寝屋川市打上元町一六一六	兵庫県西宮市高須町二一一二六
藤巻 健太	千葉県松戸市胡録台一六三一一	大阪府大坂市北区長柄西一一七一四 八
前原 誠司	福岡県築上郡築上町大字椎田九六 八一二五	兵庫県神戸市垂水区五色山一一一一 四三七
三木 圭恵	大阪府大坂市北区長柄西一一七一四 八	大阪府大坂市阿倍野区阿倍野筋二一 二二
村上 智信	福岡県築上郡築上町大字椎田九六 八一二五	兵庫県神戸市垂水区五色山一一一一 四三七
守島 正	大阪府大坂市阿倍野区阿倍野筋二一 二二	東京都港区高輪四一一二九
和田有一朗	青島 健太	青島 健太



石川	香織	北海道帶広市西十八条南五—三二—
泉	健太	京都府京都市伏見区深草大龜谷西久
市來	伴子	宝寺町二四—四
伊藤	俊輔	埼玉県所沢市綠町四—二八
稻富	修二	福岡県福岡市南区長丘二—二七—四
今井	雅人	岐阜県美濃加茂市太田町一七五七—
内田	玲子	東京都武藏野市吉祥寺北町四—一
梅谷	守	新潟県上越市木田一一三—二七
江田	憲司	○二—
枝野	幸男	神奈川県横浜市青葉区新石川一一一
大河原雅子 (大河原まさこ)		埼玉県さいたま市大宮区東町一一一
大串	博志	一四—
逢坂	誠二	東京都立川市錦町六一四—二四
大島	敦	埼玉県北本市宮内七—七〇—一
大嶽	理恵 (おおたけりえ)	佐賀県小城市三日月町長神田一八〇
大西	健介	七一三—
岡島	一正	北海道函館市梁川町六一六
岡島	克也	北海道小樽市綠二—二六一三
岡田	悟	愛知県豊川市為当町椎木一三五
岡田	華子	（おおつしき紅葉）
岡本	充功	北海道小樽市八幡町五—四一
小川	淳也	千葉県市原市姉崎三九五
岡田	克也	三重県四日市市諏訪栄町五一八
岡田	悟	兵庫県西宮市津門稻荷町六一八
岡田	華子	東京都目黒区鷺番二—一〇—一
岡本	充功	愛知県稻沢市日下部北町四—一—一
小川	淳也	香川県高松市田座町一六七三—五
奥野總一郎		千葉県千葉市中央区龜岡町八—八

福島県第三区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
岩手県第三区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
東京都第六区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
東京都第一区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
千葉県第六区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
福島県第一区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
宮城県第二区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
北海道第一区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
鹿児島県第一区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
北海道第二区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
島根県第一区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
新潟県第三区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
福島県第二区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
新潟県第八区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
長野県第三区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
静岡県第十六区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
静岡県第十三区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
石川県第三区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日
愛知県第三区	衆議院議員	令和六年十二月二十七日

Copyright © 2010 Pearson Education, Inc., publishing as Pearson Benjamin Cummings. All Rights Reserved.

齋藤	裕喜	(酒井なつみ)	福島県双葉郡富岡町大字本岡字清水
坂本祐之輔			東京都江東区塩浜一―四一三三
櫻井	周	佐々木奈保美	埼玉県東松山市材木町六一八
		(佐々木ナオミ)	
佐藤	公治	神奈川県小田原市鴨宮八三一七	兵庫県伊丹市鈴原町九一三八
階	和彦	愛知県岡崎市真宮町八一〇	
篠原	豪	神奈川県横浜市金沢区富岡西二一	
篠原	孝	長野県中野市大字田麦九〇六	
柴田	勝之	長野県松本市深志二一五一三	
下條	光康	東京都江戸川区船堀一四一〇	
下野	みつ	三重県鈴鹿市白子駅前三九一七	
末松	義規	愛媛県西条市神押甲五三三一	
白石	洋一	東京都小平市花小金井一八一二	
大塚	百合	神奈川県茅ヶ崎市東海岸南二一五	
鈴木	慎治	二七	
鈴木	庸介	静岡県藤枝市五十海一六一〇	
宗野	創	東京都豊島区北大塚二二七一三	
高橋	永	七	
高松	智之	神奈川県川崎市高津区溝口六一八	埼玉県越谷市南越谷四二二一九
竹内	千春	德島県德島市万代町四三六一六	

藤原 規真	愛知県一宮市新生二一五三〇
本庄 知史	千葉県柏市増尾二一九一〇
牧 義夫	新潟県新潟市中央区万代五七一二
升田世喜男	(西田智奈美) 愛知県名古屋市熱田区熱田西町一七一〇
松尾 明弘	青森県青森市新田二一一一〇
松木 謙公	東京都中野区本町二一四六一三
松木けんこう	(松木けんこう) 北海道札幌市北区新琴似四条二一四五
松田 功	愛知県北名古屋市西春駿前一五三
眞野 哲	岐阜県多治見市若松町二一四九一二
馬淵 澄夫	奈良県奈良市帝塚山南四一八一九
水沼 秀幸	千葉県船橋市本町二一七一
三角 創太	埼玉県春日部市柏壁四六三〇一六
道下 大樹	一北海道札幌市西区西町北一三一
緑川 貴士	秋田県大館市南神明町九一一九
宮川 伸	千葉県印西市中央南二一二二
森川 太	○神奈川県大和市中央林間五一四一二
森田 栄志	埼玉県熊谷市久保島一四三九一五
柳沢 剛	埼玉県浦安市弁天二一七一七
山岡 達丸	八大阪府堺市堺区向陵西町一一六一二
谷田川 元	千葉県香取市佐原木一二三六一一
山岸 一生	七東京都練馬区豊玉中三一一四一八一八
誠誠	三神奈川県横浜市戸塚区戸塚町三九八







別表

生 产 者	方大炭素新材料科技股份有限公司	遼寧丹炭科技集團有限公司	吉林炭素有限公司
介休市志堯炭素有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
大同宇林德黑鉛新材料股份有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
河南紅旗渠新材料有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
焦作市中州炭素有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
開封平煤新型炭材料科技有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
遼寧鑫瑞黑鉛新材料有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
靈石県揚帆炭素科技有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
南通揚子炭素股份有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
山西鑫賢炭素材料科技有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
昇瑞能源科技有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
四川広漢士達炭素股份有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
四川昭鋼炭素有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
烏蘭察布市福興炭素有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
遼寧鴻達電炭有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
寶方炭材料科技有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
吉林炭素新素材有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
旭日精密炭素(大連)有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
山東旭日石墨新材料科技股份有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
撫順金利石化炭素有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%
大連邦誼石墨材料有限公司	九十五·二%	九十五·二%	九十五·二%

○厚生労働省告示第八十四号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条第三項の規定に基づき、高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百六十号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十八日

		(傍線部分は改正部分)					
改 正 後	改 正 前	改 正 後	改 正 前				
<p>第2 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用 65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者雇用確保措置に関して、労使間で十分な協議を行いつつ、次の1から5までの事項について、適切かつ有効な実施に努めるものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 繼続雇用制度 継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とする制度とする。この場合において法第9条第2項に規定する特殊関係事業主により雇用を確保しようとするときは、事業主は、その雇用する高年齢者を当該特殊関係事業主が引き続いで雇用することを約する契約を、当該特殊関係事業主との間で締結する必要があることに留意する。</p> <p>心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。以下同じ。)に該当する場合には、継続雇用しないことができる。</p> <p>就業規則に定める解雇事由又は退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇や退職の規定とは別に、就業規則に定めることもできる。また、当該同一の事由について、継続雇用制度の円滑な実施のため、労使が協定を締結することができる。なお、解雇事由又は退職事由とは異なる運営基準を設けることは高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)の趣旨を没却するおそれがあることに留意する。</p>	<p>第2 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用 65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者雇用確保措置に関して、労使間で十分な協議を行いつつ、次の1から5までの事項について、適切かつ有効な実施に努めるものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 繼続雇用制度 継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とする制度とする。この場合において法第9条第2項に規定する特殊関係事業主により雇用を確保しようとするときは、事業主は、その雇用する高年齢者を当該特殊関係事業主が引き続いで雇用することを約する契約を、当該特殊関係事業主との間で締結する必要があることに留意する。</p> <p>心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。以下同じ。)に該当する場合には、継続雇用しないことができる。</p> <p>就業規則に定める解雇事由又は退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇や退職の規定とは別に、就業規則に定めることもできる。また、当該同一の事由について、継続雇用制度の円滑な実施のため、労使が協定を締結することができる。なお、解雇事由又は退職事由とは異なる運営基準を設けることは高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)の趣旨を没却するおそれがあることに留意する。</p>	<p>ただし、継続雇用しないことについて は、客観的に合理的な理由があり、社会 通念上相當であることが求められると考 えられることに留意する。</p> <p>(削る)</p>	<p>ただし、継続雇用しないことについて は、客観的に合理的な理由があり、社会 通念上相当であることが求められると考 えられることに留意する。</p> <p>3 経過措置 改正法の施行の際、既に労使協定によ り、継続雇用制度の対象となる高年齢者 に係る基準を定めている事業主は、改正 法附則第3項の規定に基づき、当該基準 の対象者の年齢を平成37年3月31日まで 段階的に引き上げながら、当該基準を定 めてこれを用いることができる。</p>				
		3・4 (略)	4・5 (略)				
<p>○厚生労働省告示第八十五号 医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第六項の規定に基づき、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号)の一部を次の表のように改正する。</p>		<p>令和七年二月二十八日 厚生労働大臣 福岡 資麿 (傍線部分は改正部分)</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改 正 後</th> <th>改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表第2 1～2042 (略) 2043 自家蛍光検出装置</td> <td>別表第2 1～2042 (略) (新設)</td> </tr> </tbody> </table>		改 正 後	改 正 前	別表第2 1～2042 (略) 2043 自家蛍光検出装置	別表第2 1～2042 (略) (新設)	<p>○厚生労働省告示第八十六号 医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第八項の規定に基づき、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器(平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号)の一部を次の表のように改正する。</p>	
改 正 後	改 正 前						
別表第2 1～2042 (略) 2043 自家蛍光検出装置	別表第2 1～2042 (略) (新設)						
<p>令和七年二月二十八日 厚生労働大臣 福岡 資麿 (傍線部分は改正部分)</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>改 正 後</th> <th>改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表 1～1250 (略) 1251 自家蛍光検出装置</td> <td>別表 1～1250 (略) (新設)</td> </tr> </tbody> </table>		改 正 後	改 正 前	別表 1～1250 (略) 1251 自家蛍光検出装置	別表 1～1250 (略) (新設)
改 正 後	改 正 前						
別表 1～1250 (略) 1251 自家蛍光検出装置	別表 1～1250 (略) (新設)						

## ○農林水産省告示第四百九十二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項及び第四項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十八条の二第一項第二号、第十八条の三第一項並びに第二十八条第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの異性化糖軽減額、同号ニの加糖調製品軽減額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格、同法第十八条の二第一項第一号の加糖調製品糖標準価格、同法第十八条の三第一項の加糖調製品糖平均輸入価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第五項、第十一条第六項、第十二条第二項、第十八条の二第五項、第十八条の三第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

令和七年三月二十八日

農林水産大臣 江藤 拓

一 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格 一、〇〇〇キログラムにつき九九、六一〇円

適用期間 令和七年四月一日から六月三十日まで

二 異性化糖軽減額 零円

適用期間 令和七年四月一日から六月三十日まで

三 加糖調製品軽減額 一、〇〇〇キログラムにつき四、二〇〇円

適用期間 令和七年四月一日から六月三十日まで

五 異性化糖平均供給価格 一、〇〇〇キログラムにつき一七五、九七一円（うち消費税額及び地方消費税額分 一三、〇三六円）

適用期間 令和七年四月一日から六月三十日まで

六 加糖調製品糖標準価格 一、〇〇〇キログラムにつき二三七、〇九五円

適用期間 令和七年四月一日から六月三十日まで

七 加糖調製品糖平均輸入価格 一、〇〇〇キログラムにつき一五三、六六〇円

適用期間 令和七年四月一日から六月三十日まで

八 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格 一、〇〇〇キログラムにつき九六、六六〇円

適用期間 令和七年四月一日から六月三十日まで

九 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格は、次の表の上欄に掲げる輸入加糖調製品の種類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。

輸入加糖調製品の種類の区分		農林水産大臣が定めて告示する係数	農林水産大臣が定めて告示する価格
規則第十七条の二第一号に掲げるもの	一・二二三		一キログラムにつき九円
規則第十七条の二第一号に掲げるもの	〇・九一〇	一キログラムにつき一八七円	

## ○農林水産省告示第四百九十三号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、令和七年二月十九日に発生した大火による災害に係る同条第一項の区域を次のように告示する。

令和七年三月二十八日

都道府県名 市町村名 岩手県 大船渡市

規則第十七条の二第三号に掲げるもの	一・〇二一	一キログラムにつき二八円
規則第十七条の二第四号に掲げるもの	五・七七一	一キログラムにつき四四円
規則第十七条の二第五号に掲げるもの	四・九八〇	一キログラムにつき三八円
規則第十七条の二第六号に掲げるもの	一・二六三	一キログラムにつき三二六円
規則第十七条の二第七号に掲げるもの	〇・八三二	一キログラムにつき一六円
規則第十七条の二第八号に掲げるもの	〇・七八一	一キログラムにつき一五円
規則第十七条の二第九号に掲げるもの	〇・八〇〇	一キログラムにつき六一円
規則第十七条の二第十号に掲げるもの	一・三七八	一キログラムにつき二一四円
規則第十七条の二第十一号に掲げるもの	一・三七八	一キログラムにつき一三三円
規則第十七条の二第十二号に掲げるもの	一・三七八	一キログラムにつき一〇六円
規則第十七条の二第十三号に掲げるもの	一二・二三九	一キログラムにつき九四六円
規則第十七条の二第十四号に掲げるもの	一五・〇六三	一キログラムにつき二二〇六円
規則第十七条の二第十五号に掲げるもの	一八・七六二	一キログラムにつき一五四七円
規則第十七条の二第十六号に掲げるもの	九・一三一	一キログラムにつき六三五円
規則第十七条の二第十七号に掲げるもの	一八・七六二	一キログラムにつき一五四七円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの	九・一三一	一キログラムにつき六三五円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの	三・三五二	一キログラムにつき一八三円
規則第十七条の二第二十号に掲げるもの	一・二三六	一キログラムにつき二二七円
規則第十七条の二第二十一号に掲げるもの	一・二三六	一キログラムにつき二二三円
規則第十七条の二第二十二号に掲げるもの	〇・八三二	一キログラムにつき六四円
規則第十七条の二第二十三号に掲げるもの	〇・八〇〇	一キログラムにつき五三円

農林水産大臣 江藤 拓

○農林水産省  
経済産業省告示第一号  
国土交通省告示第一号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行に伴い、及び物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第五条第一項の規定に基づき、流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針（平成二十八年農林水産省告示第二号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年三月二十八日

次の表により、改正前編に掲げる規定の誤綴を示した部分をこぎに順次対応する改正後編に掲げる規定の誤綴を示した部分のよう記述する。

第一 流通業務の総合化及び効率化の意義及び目標に関する事項	
1 流通業務の総合化及び効率化の意義	
(1) 流通業務に必要な労働力の不足	
<p>近年、経済のグローバル化が進み、企業の調達・生産・販売活動が国境を越えて広く展開されている。例えば、我が国の企業が主要部品をアジア地域に輸出し、これと現地で調達した部品とを組み合わせて最終商品化し、これを輸入して販売するというように、調達、製造、販売の面で国際・国内の区別なく我が国を含めた海外市場を一体的にとらえ、最適地での生産や販売を目指している。また、高齢化や人口減少の進行により、国内の市場の縮小が見込まれる一方で、海外において市場が拡大すると見込まれる中、我が国の農林水産物・食品の輸出促進や、小売業等の海外展開の重要性も高まっている。物流はこうした企業活動を下支えし、我が国経済の国際競争力の強化のための重要な役割を担っている。</p> <p>また、電子商取引市場の拡大等により、消費者の需要の高度化及び多様化が進んでおり、宅配便の取扱件数が増加するなど多頻度小口輸送の傾向が強まっている。消費者の需要の高度化及び多様化に対応したきめ細かく質の高い物資の流通を実現するのも物流の重要な役割である。</p> <p>一方、物流分野における労働力不足が顕在化しつつあり、少子高齢化に伴う労働力人口の減少によって、中長期的には、人材の確保がより困難になつていく可能性がある。特に、中高年層への依存が強い貨物自動車運送事業や内航海運業については、これら中高年層の退職に伴い、今後、深刻な人手不足に陥るおそれもある。そのような事態に至つた場合は、物流が停滞し、我が国の産業活動のみならず、国民生活全般に支障が生じかねない。</p> <p>こうした背景を踏まえれば、我が国の物流機能の維持に当たっては、限られた労働力の下で流通業務を行うことを可能とし、物流事業の生産性を向上させることが不可欠である。その際、個々の物流事業者の取組のみでは限界があることから、物流事業者同士が連携することはもとより、荷主や地方公共団体等の多様な関係者と連携し、適切な役割分担の下で、流通業務の省力化の取組を促進していく必要がある。</p> <p>流通業務総合効率化事業は、二以上の者が連携して、輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送の合理化による流通業務の効率化を図ることで、流通業務の省力化を行う事業であり、同事業を促進し、我が国の物流機能を維持することは、経済、産業の発展、豊かな国民生活の実現に貢献する意義がある。</p>	<p>近年、経済のグローバル化が進み、企業の調達・生産・販売活動が国境を越えて広く展開されている。例えば、我が国の企業が主要部品をアジア地域に輸出し、これと現地で調達した部品とを組み合わせて最終商品化し、これを輸入して販売するというように、調達、製造、販売の面で国際・国内の区別なく我が国を含めた海外市場を一体的にとらえ、最適地での生産や販売を目指している。また、高齢化や人口減少の進行により、国内の市場の縮小が見込まれる一方で、海外において市場が拡大すると見込まれる中、我が国の農林水産物・食品の輸出促進や、小売業等の海外展開の重要性も高まっている。物流はこうした企業活動を下支えし、我が国経済の国際競争力の強化のための重要な役割を担っている。</p> <p>また、電子商取引市場の拡大等により、消費者の需要の高度化及び多様化が進んでおり、宅配便の取扱件数が増加するなど多頻度小口輸送の傾向が強まっている。消費者の需要の高度化及び多様化に対応したきめ細かく質の高い物資の流通を実現するのも物流の重要な役割である。</p> <p>一方、物流分野における労働力不足が顕在化しつつあり、少子高齢化に伴う労働力人口の減少によって、中長期的には、人材の確保がより困難になつていく可能性がある。特に、中高年層への依存が強い貨物自動車運送事業や内航海運業については、これら中高年層の退職に伴い、今後、深刻な人手不足に陥るおそれもある。そのような事態に至つた場合は、物流が停滞し、我が国の産業活動のみならず、国民生活全般に支障が生じかねない。</p> <p>こうした背景を踏まえれば、我が国の物流機能の維持に当たっては、限られた労働力の下で流通業務を行うことを可能とし、物流事業の生産性を向上させることが不可欠である。その際、個々の物流事業者の取組のみでは限界があることから、物流事業者同士が連携することはもとより、荷主や地方公共団体等の多様な関係者と連携し、適切な役割分担の下で、流通業務の省力化の取組を促進していく必要がある。</p> <p>流通業務総合効率化事業は、二以上の者が連携して、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送の合理化による流通業務の効率化を図ることで、流通業務の省力化を行う事業であり、同事業を促進し、我が国の物流機能を維持することは、経済、産業の発展、豊かな国民生活の実現に貢献する意義がある。</p>

## (2) 物資の流通に伴う環境負荷の低減

二〇三〇年度温室効果ガス削減目標の裏付けとなる対策・施策を記載して目標実現への道筋を描く「地球温暖化対策計画」においては、二酸化炭素排出量が減少傾向にある運輸部門において、その傾向を一層着実なものとするため、物流の効率化を含めた総合的な対策を推進することが掲げられ、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）に基づく取組を促進すること等により低炭素物流を推進するところが盛り込まれている。

流通業務総合効率化事業は、特定流通業務施設における荷待ち時間のないトラック輸送を行うことやモーダルシフト、輸配送の共同化などの取組をはじめとした輸送の合理化による流通業務の効率化を行うことで、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資する事業であり、同事業を促進することは、我が国の物流分野における二酸化炭素排出量の削減に寄与し、「日本のNDC（国が決定する貢献）に基づく目標の達成にも資する意義がある。

## 2 流通業務の総合化及び効率化の目標

物流分野の労働力不足へ対応するためには、少ない人員でも必要な業務を行うことを可能とするという観点からの取組と、人材を確保するという観点からの取組が必要である。物流分野においては、深刻な人手不足に陥るおそれがあることを踏まえれば、両者の観点の取組を車の両輪として進めることが重要であるが、流通業務の総合化及び効率化は前者の観点に主眼を置いた取組である。少ない人員でも必要な業務を行うことを可能にする、すなわち省力化を行うためには、少ないトラック走行量・台数で必要な貨物輸送を実現することや、輸送過程における荷待ち時間削減すること、特定流通業務施設内の作業時間を削減することなどが必要である。これらは、流通業務の総合化及び効率化のもう一つの意義である環境負荷の低減にも資するものであり、様々な取組で実現することが考えられるが、典型的に想定される取組である輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化について目標を定めることとする。

輸送網の集約は、輻輳しているトラック輸送網を再編して合理化する取組であり、その目標はトラックの走行量を削減することとする。輸送網の集約の取組の中でも、特定流通業務施設の整備を伴う取組については、特定流通業務施設におけるトラックの荷待ち時間及び作業時間を削減することも併せて目標とする。

モーダルシフトは、トラックで輸送していた貨物及び新たに輸送を開始する貨物について、鉄道、船舶、航空機、ダブル連結トラック、自動運転トラックその他の輸送手段を活用して輸送する取組であり、その目標は、トラックの走行量を削減するとともに、鉄道、船舶、航空機等による貨物輸送量を増加させることとする。モーダルシフトの推進による鉄道や船舶、貨物輸送量の増加は、交通政策基本計画（令和二年五月二十八日閣議決定）や地球温暖化対策計画にも盛り込まれており、これらの計画に定められた目標の達成にも貢献する。

輸配送の共同化は、貨物の混載等により、トラックの積載効率を向上させる取組であり、その目標は、トラックの走行量・台数を削減することとする。

なお、国は、必要に応じ、これらの取組の進捗状況を定期的に確認するものとする。

## (2) 物資の流通に伴う環境負荷の低減

新たに二〇三〇年度温室効果ガス削減目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描く「地球温暖化対策計画」が令和三年十月に閣議決定された。本計画においては、二酸化炭素排出量が減少傾向にある運輸部門において、その傾向を一層着実なものとするため、物流の効率化を含めた総合的な対策を推進することが掲げられ、流通業務の総合化及び効率化の促進にかかる法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）に基づく取組を促進すること等により低炭素物流を推進することが盛り込まれている。

流通業務総合効率化事業は、特定流通業務施設における待機時間のないトラック輸送を行うことやモーダルシフト、輸配送の共同化などの取組をはじめとした輸送の合理化による流通業務の効率化を行うことで、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資する事業であり、同事業を促進することは、我が国の物流分野における二酸化炭素排出量の削減に寄与し、「日本のNDC（国が決定する貢献）に基づく目標の達成にも資する意義がある。

## 2 流通業務の総合化及び効率化の目標

物流分野の労働力不足へ対応するためには、少ない人員でも必要な業務を行うことを可能とするという観点からの取組と、人材を確保するという観点からの取組が必要である。物流分野においては、深刻な人手不足に陥るおそれがあることを踏まえれば、両者の観点の取組を車の両輪として進めることが重要であるが、流通業務の総合化及び効率化は前者の観点に主眼を置いた取組である。少ない人員でも必要な業務を行うことを可能にする、すなわち省力化を行うためには、少ないトラック走行量・台数で必要な貨物輸送を実現することや、輸送過程における荷待ち時間削減すること、特定流通業務施設内の作業時間を削減することなどが必要である。これらは、流通業務の総合化及び効率化のもう一つの意義である環境負荷の低減にも資するものであり、様々な取組で実現することが考えられるが、典型的に想定される取組である輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化について目標を定めることとする。

輸送網の集約は、輻輳しているトラック輸送網を再編して合理化する取組であり、その目標はトラックの走行量を削減することとする。輸送網の集約の取組の中でも、特定流通業務施設の整備を伴う取組については、特定流通業務施設におけるトラックの荷待ち時間及び作業時間を削減することも併せて目標とする。

モーダルシフトは、トラックで輸送していた貨物及び新たに輸送を開始する貨物について、鉄道や船舶を活用して輸送する取組であり、その目標は、トラックの走行量を削減するとともに、鉄道や船舶による貨物輸送量を増加させることとする。モーダルシフトの推進による鉄道や船舶、貨物輸送量の増加は、交通政策基本計画（令和二年五月二十八日閣議決定）や地球温暖化対策計画にも盛り込まれており、これらの計画に定められた目標の達成にも貢献する。

輸配送の共同化は、貨物の混載等により、トラックの積載効率を向上させる取組であり、その目標は、トラックの走行量・台数を削減することとする。

なお、国は、必要に応じ、これらの取組の進捗状況を定期的に確認するものとする。

第一 基本的な考え方  
流通業務総合効率化事業の内容に関する事項

1

流通業務総合効率化事業は、二以上の者が連携して、流通業務の総合化及び効率化を図る事業であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものである。

(1) 流通業務総合効率化事業の実施主体

流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、その業種業態の如何を問わず流通業務に関係する者であれば対象となり、生産者や製造業者、小売店に納品する卸売業者、親事業者に納品する下請事業者、荷主から貨物の輸送、保管等を依頼される物流事業者をはじめ、様々な事業者が対象となり得る。また、必ずしも民間事業者である必要はなく、公的セクターも対象となり、例えば、物流ネットワークの維持が困難となるおそれが高い地域において、地域内配送共同化の取組を行う場合に、地域物流の維持、確保に向けて、市町村をはじめとする地方公共団体が参加することなどが考えられる。

流通業務総合効率化事業は、流通業務に携わる多様な関係者が連携することで、物資の流通に伴う環境負荷の低減及び流通業務の省力化を、効果的に進める事業であることから、二以上の者が連携することを求めている。このため、二以上の者の連携については、法人格が別の者が連携することが必要である。ただし、組合は複数者が参画して共同の事業を行なう主体であり、組合が行う事業は二以上の者が連携した事業とみなせることから、組合は単体であつても、流通業務総合効率化事業の実施主体となり得る。

連携する者の組合せは様々なものが考えられるが、流通業務を実施する者が含まれることが必要であることはもちろんのこと、総合効率化計画に記載した流通業務総合効率化事業の目標及び内容を実現可能とする者が含まれることが必要である。例えば、特定流通業務施設において、トラック予約受付システムを導入し、トラックの荷待ち時間の削減を図ることを内容とする場合においては、荷待ち時間の着実な削減のためには、トラック予約受付システムを運用する者とそれを活用する者が連携することが必須となることから、特定流通業務施設を運営する者と日常的に当該特定流通業務施設に物資の搬出入を行う主要な貨物自動車運送事業者が連携することが必要である。

(2) 流通業務の総合化

流通業務総合効率化事業における流通業務の総合化とは、流通業務のうち、少なくとも輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことである。したがつて、まずこれらの業務のいずれかを含まない事業は流通業務総合効率化事業にはなり得ない。

ただし、流通業務総合効率化事業は二以上の者が連携した事業であり、必ずしも一者で輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工の全てを行う必要はなく、流通業務総合効率化事業に参加する者の中で役割を分担すればよい。

また、流通業務総合効率化事業の内容として、輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工の一体性が確保されていれば、必ずしもこれら全ての流通業務が一箇所で行われる必要はない。ただし、輸送網を集約する取組のうち、特定流通業務施設の整備を伴うものについては、荷役、保管、荷さばき及び流通加工といつた流通業務を特定流通業務施設において一體的に行うことにより、効果的に輸送網の集約を行う取組であることから、特定流通業務施設において荷役、保管、荷さばき及び流通加工が行われることが必要である。

第二 基本的な考え方  
流通業務総合効率化事業の内容に関する事項

1

流通業務総合効率化事業は、二以上の者が連携して、流通業務の総合化及び効率化を図る事業であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものである。

(1) 流通業務総合効率化事業の実施主体

流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、その業種業態の如何を問わず流通業務に関係する者であれば対象となり、生産者や製造業者、小売店に納品する卸売業者、親事業者に納品する下請事業者、荷主から貨物の輸送、保管等を依頼される物流事業者をはじめ、様々な事業者が対象となり得る。また、必ずしも民間事業者である必要はなく、公的セクターも対象となり、例えば、物流ネットワークの維持が困難となるおそれが高い地域において、地域内配送共同化の取組を行う場合に、地域物流の維持、確保に向けて、市町村をはじめとする地方公共団体が参加することなどが考えられる。

流通業務総合効率化事業は、流通業務に携わる多様な関係者が連携することで、物資の流通に伴う環境負荷の低減及び流通業務の省力化を、効果的に進める事業であることから、二以上の者が連携することを求めている。このため、二以上の者の連携については、法人格が別の者が連携することが必要である。ただし、組合は複数者が参画して共同の事業を行なう主体であり、組合が行う事業は二以上の者が連携した事業とみなせることから、組合は単体であつても、流通業務総合効率化事業の実施主体となり得る。

連携する者の組合せは様々なものが考えられるが、流通業務を実施する者が含まれることが必要であることはもちろんのこと、総合効率化計画に記載した流通業務総合効率化事業の目標及び内容を実現可能とする者が含まれることが必要である。例えば、特定流通業務施設において、トラック予約受付システムを導入し、トラックの手待ち時間の削減を図ることを内容とする場合においては、手待ち時間の着実な削減のためには、トラック予約受付システムを運用する者とそれを活用する者が連携することが必須となることから、特定流通業務施設を運営する者と日常的に当該特定流通業務施設に物資の搬出入を行う主要な貨物自動車運送事業者が連携することが必要である。

(2) 流通業務の総合化

流通業務総合効率化事業における流通業務の総合化とは、流通業務のうち、少なくとも輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことである。したがつて、まずこれら

の業務のいずれかを含まない事業は流通業務総合効率化事業にはなり得ない。

ただし、流通業務総合効率化事業は二以上の者が連携した事業であり、必ずしも一者で輸送、保管、荷さばき及び流通加工の全てを行う必要はなく、流通業務総合効率化事業に参加する者の中で役割を分担すればよい。

また、流通業務総合効率化事業の内容として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工の一体性が確保されていれば、必ずしもこれら全ての流通業務が一箇所で行われる必要はない。ただし、輸送網を集約する取組のうち、特定流通業務施設の整備を伴うものについては、保管、荷さばき及び流通加工といつた流通業務を特定流通業務施設において一體的に行うことにより、効果的に輸送網の集約を行うことから、特定流通業務施設において保管、荷さばき及び流通加工が行われることが必要である。

(3)

## 流通業務の効率化

流通業務総合効率化事業における流通業務の効率化とは、輸送の合理化を行うことによって達成されるものであり、販売促進業務、マーケティング活動といった商取引に係る業務の効率化を本来の目的とする事業は流通業務総合効率化事業にはなり得ない。輸送の合理化の内容としては、典型的には次の[1]から[7]までに掲げるものが考えられる。ただし、これらはあくまでも例示であり、事業者の創意工夫により他にも多様な取組が想定されるものであることから、総合効率化計画の認定対象はここで掲げる内容に限定されるものではない。

## [1] 輸送網の集約

輸送網の集約は、輻輳するトラック輸送網を合理化する取組である。輸送網の集約の中でも、点在する流通業務施設の機能を特定流通業務施設に集約化することで、トラック輸送網を合理化するものについては、これに併せて特定流通業務施設におけるトラックの荷待ち時間及び作業時間等も削減することとしていることから、物資の流通に伴う環境負荷の低減及び流通業務の省力化の効果が高い取組である。

なお、輸送網の集約に併せて、車両の大型化・トレーラー化、環境対応車両の導入を行うことも効果的である。

## [2] モーダルシフト

モーダルシフトは、トラックで輸送していた貨物及び新たに輸送を開始する貨物について、鉄道、船舶、航空機、ダブル連結トラック、自動運転トラックその他の輸送手段を活用して輸送する取組である。特に、比較的長距離の輸送が多いと考えられる農水産品等の輸送についても、鉄道・海上・航空輸送において鮮度を保持できる技術の開発に伴い、モーダルシフトは効果的な物流効率化の取組の一つと考えられる。

幹線輸送について鉄道、船舶、航空機、ダブル連結トラックや自動運転トラックを活用する取組については、物流事業者間の連携のみならず、物流事業者と荷主との連携や荷主間の連携により、複数荷主の貨物の混載、復荷の確保を行うことが望ましい。

都市鉄道や地方鉄道といった旅客鉄道について、回送便や混雑していない時間帯の空きスペース等を物資の輸送に活用する取組もモーダルシフトの一類型として考えられるが、そのような取組を実施する際は、輸送の安全性を適切に確保した上で、旅客輸送の支障とならないようにする必要である。

## [3] (略)

## [4] 着荷主も含めた連携による効率化

発荷主だけではなく着荷主も含めて連携することにより、例えば、次のような取組など、積載効率の向上や荷待ち時間の削減につながる有効な取組が可能となる。

① (略)

## ③ 納品時の作業の合理化

発荷主又は物流事業者が着荷主と連携し、あらかじめ事前出荷情報を着荷主側に送信しておくことにより、納品時の検品を廃止・簡素化するなど、納品時に使う作業の合理化を図ることは、荷待ち時間の削減につながる有効な取組と考えられる。

(3)

## 流通業務の効率化

流通業務総合効率化事業における流通業務の効率化とは、輸送の合理化を行うことによって達成されるものであり、販売促進業務、マーケティング活動といった商取引に係る業務の効率化を本来の目的とする事業は流通業務総合効率化事業にはなり得ない。輸送の合理化の内容としては、典型的には次の[1]から[7]までに掲げるものが考えられる。ただし、これらはあくまでも例示であり、事業者の創意工夫により他にも多様な取組が想定されるものであることから、総合効率化計画の認定対象はここで掲げる内容に限定されるものではない。

## [1] 輸送網の集約

輸送網の集約は、輻輳するトラック輸送網を合理化する取組である。輸送網の集約の中でも、点在する流通業務施設の機能を特定流通業務施設に集約化することで、トラック輸送網を合理化するものについては、これに併せて特定流通業務施設におけるトラックの荷待ち時間及び作業時間等も削減することとしていることから、物資の流通に伴う環境負荷の低減及び流通業務の省力化の効果が高い取組である。

なお、輸送網の集約に併せて、車両の大型化・トレーラー化、環境対応車両の導入を行うことも効果的である。

## [2] モーダルシフト

モーダルシフトは、トラックで輸送していた貨物及び新たに輸送を開始する貨物について、鉄道や船舶を活用して輸送する取組である。特に、比較的長距離の輸送が多いと考えられる農水産品等の輸送についても、鉄道・海上輸送において鮮度を保持できる技術の開発に伴い、モーダルシフトは効果的な物流効率化の取組の一つと考えられる。

幹線輸送について大量輸送機関である貨物鉄道や内航海運を活用する取組についても、物流事業者間の連携のみならず、物流事業者と荷主との連携や荷主間の連携により、複数荷主の混載、帰り荷の確保を行うことが望ましい。

都市鉄道や地方鉄道といった旅客鉄道について、回送便や混雑していない時間帯の空きスペース等を物資の輸送に活用する取組もモーダルシフトの一類型として考えられるが、そのような取組を実施する際は、輸送の安全性を適切に確保した上で、旅客輸送の支障とならないようになることが必要である。

## [3] (略)

## [4] 着荷主も含めた連携による効率化

発荷主だけではなく着荷主も含めて連携することにより、例えば、次のような取組など、積載効率の向上や荷待ち時間の削減につながる有効な取組が可能となる。

① (略)

## ③ 納品時の作業の合理化

発荷主又は物流事業者が着荷主と連携し、あらかじめ事前出荷情報を着荷主側に送信しておくことにより、納品時の検品を廃止・簡素化するなど、納品時に使う作業の合理化を図ることは、荷待ち時間の削減につながる有効な取組と考えられる。

④ パレット等の活用による荷役効率化

積載貨物を特別な荷役機器等を使わずに積み降ろしを行う手積み・手降ろしは作業者の負担が大きく、荷役等時間や荷待ち時間も長くなりがちであるため、農水産品など従来手積み・手降ろしが中心であった貨物について、パレットやロールボックスパレットを活用することは、荷役等時間や荷待ち時間の削減につながる有効な取組と考えられる。ただし、パレットやロールボックスパレットを使用する際は、機材そのものの重量や容積を考慮する必要があるため、積載効率の著しい低下を招か最適な手段を選択することが重要である。

[5] 輸送リソースの共同利用

複数の荷主が連携し、例えば、次のような取組などにより同一の輸送リソースを共同利用することで、空車回送の削減といった輸送の合理化が図られることとなる。

① 幹線輸送の復荷の確保

幹線輸送において、片荷となつている場合に、複数の荷主や物流事業者が連携して復荷を確保することは、空車回送の削減につながる有効な取組である。

② 中継輸送

複数のドライバーが輸送行程を分担する中継輸送は、中継輸送を行う二事業者について、それぞれ定量的な貨物がある事業者同士がペアリングされることで、復荷についても安定的に確保され、結果、空車回送の削減につながる有効な取組であると考えられる。

[6] 庫内作業の効率化

荷主との情報連携や作業工程の見直し等による庫内作業の効率化については、物流施設周辺におけるトラックの荷待ち時間及び物流施設内の作業時間の削減等につながれば、輸送の合理化に有効な取組と考えられる。

[7] バス等による貨客混載

貨客混載については、モーダルシフトの一類型と考えられる旅客鉄道による物資の輸送のほか、バスやタクシー等による物資の輸送等も、トラック走行量の削減につながれば、輸送の合理化に有効な取組と考えられる。

(4) 環境への負荷の低減及び省力化の評価

流通業務総合効率化事業は、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものである。したがって、総合効率化計画においては、従前又は総合効率化計画を実施しなかつた場合との比較によりどの程度の二酸化炭素排出量削減が見込まれるかといった環境負荷の低減に係る効果について、定量的に算出するとともに、従前若しくは総合効率化計画を実施しなかつた場合との比較によりどの程度トラック走行量を削減するか、又は、トラックの荷待ち時間及び特定流通業務施設内の作業時間を削減するかといった省力化に係る効果も定量的に算出することにより評価されるものである。荷待ち時間の削減に関する評価に当たっては、流通業務総合効率化事業を実施した結果として、天候不順等計画的な流通業務の実施を阻害する要因が発生した場合を除き、概ね無

④ パレット等の活用による荷役効率化

積載貨物を特別な荷役機器等を使わずに積み降ろしを行う手積み・手降ろしは作業者の負担が大きく、積み降ろし時間や手待ち時間も長くなりがちであるため、農水産品など従来手積み・手降ろしが中心であった貨物について、パレットやロールボックスパレットを活用することは、積み降ろし時間や手待ち時間の削減につながる有効な取組と考えられる。ただし、パレットやロールボックスパレットを使用する際は、機材そのものの重量や容積を考慮する必要があるため、積載効率の著しい低下を招かないよう、最適な手段を選択することが重要である。

[5] 輸送リソースの共同利用

複数の荷主が連携し、例えば、次のような取組などにより同一の輸送リソースを共同利用することで、空車回送の削減といった輸送の合理化が図られることとなる。

① 幹線輸送の帰り荷の確保

幹線輸送において、片荷となつている場合に、複数の荷主や物流事業者が連携して帰り荷を確保することは、空車回送の削減につながる有効な取組である。

② 中継輸送

複数のドライバーが輸送行程を分担する中継輸送は、中継輸送を行う二事業者について、それぞれ定量的な貨物がある事業者同士がペアリングされることで、帰り荷についても安定的に確保され、結果、空車回送の削減につながる有効な取組であると考えられる。

[6] 庫内作業の効率化

荷主との情報連携や作業工程の見直し等による庫内作業の効率化については、物流施設周辺におけるトラックの手待ち時間及び物流施設内の作業時間の削減等につながれば、輸送の合理化に有効な取組と考えられる。

[7] バス等による貨客混載

貨客混載については、モーダルシフトの一類型と考えられる旅客鉄道による物資の輸送のほか、バスや過疎地域におけるタクシー等による物資の輸送等も、トラック走行量の削減につながれば、輸送の合理化に有効な取組と考えられる。

(4) 環境への負荷の低減及び省力化の評価

流通業務総合効率化事業は、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものである。したがって、総合効率化計画においては、従前又は総合効率化計画を実施しなかつた場合との比較によりどの程度の二酸化炭素排出量削減が見込まれるかといった環境負荷の低減に係る効果について、定量的に算出するとともに、従前若しくは総合効率化計画を実施しなかつた場合との比較によりどの程度トラック走行量を削減するか、又は、トラックの手待ち時間及び特定流通業務施設内の作業時間を削減するかといった省力化に係る効果も定量的に算出することにより評価されるものである。手待ち時間の削減に関する評価に当たっては、流通業務総合効率化事業を実施した結果として、天候不順等計画的な流通業務の実施を阻害する要因が発生した場合を除き、概ね無

## 2 (5)

(略)

(1) 基本的な考え方  
特定流通業務施設

特定流通業務施設は、流通業務施設であつて、高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システム等の輸送の合理化を図るための設備並びに流通加工の用に供する設備を有するものであつて、荷役、保管、荷さばき及び流通加工といった流通業務を一体的に行うものである（特定流通業務施設の基準の詳細は、法第六条第四項第十二号の主務省令で定められる）。特定流通業務施設は、流通業務総合効率化事業の実施に当たり必須となるものではないが、特定流通業務施設の整備を伴う流通業務総合効率化事業を実施する場合は、総合効率化計画に特定流通業務施設の整備に関する事項を記載することができる。

## (2) 特定流通業務施設の整備を伴う流通業務総合効率化事業

特定流通業務施設の整備を伴う流通業務総合効率化事業は、特定流通業務施設を整備し、当該特定流通業務施設にトラック輸送網を集約すること等でトラック走行量の削減を図る取組である。また、特定流通業務施設にトラック輸送を円滑化させるための措置（貨物自動車運送事業の営業所を有すること、又は、トラック予約受付システムを導入すること（特定流通業務施設が貯蔵槽倉庫である場合は、保管している物資を加工するための施設が併設されていることを含む。））を行うことにより、トラックの空車回送又は荷待ち時間を削減するとともに、特定流通業務施設内の省力化を図る措置（物流業務の自動化・機械化関連機器を導入すること）を行うことにより、施設内作業員の作業時間を削減する取組である。なお、トラック輸送を円滑化させるための措置は、貨物自動車運送事業の生産性の向上を図るのみならず、特定流通業務施設内の作業の効率化や適切な人員配置につなげることで、特定流通業務施設を運営する者の生産性の向上を図るものもある。

特定流通業務施設は、高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行う施設であることから、その整備を伴う流通業務総合効率化事業は、物流コストの削減やリードタイムの短縮効果も期待される。

なお、特定流通業務施設を整備する者は、流通業務総合効率化事業の実施主体となり得るが自らが建築主となる者が対象であり、単に建築工事を請け負う者はこれに当たらない。また、不動産事業者が特定流通業務施設を整備する場合は、整備後に流通業務の総合化及び効率化の取組を実施する物流事業者等と連携することが必要である。

駄な待機がない状態となることが見込まれるかを評価することが重要である。また、作業時間の削減に関する評価に当たっては、物流分野における労働の実態や各事業者における労働時間に係る労使関係を踏まえながら、流通業務総合効率化事業における特定流通業務施設と同様の事業規模である既存施設を比較して、特定流通業務施設内の作業時間について、オペレーションの改善による削減の実現が見込まれるかを評価することが重要である。

なお、流通業務の省力化は、労働力不足を背景として限られた労働力の下でも流通業務を行うことを可能とする目的として、潜在的な輸送力の有効活用や物資の流通に伴う労働投入量の削減を図るものであり、人員削減を図ることを目的とするものではないことに十分留意することが重要である。

## 2 (5)

(略)

(1) 基本的な考え方  
特定流通業務施設

特定流通業務施設は、流通業務施設であつて、高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システム等の輸送の合理化を図るための設備並びに流通加工の用に供する設備を有するものであつて、保管、荷役、荷さばき及び流通加工といった流通業務を一体的に行うものである（特定流通業務施設の基準の詳細は、法第四条第四項第十一号の主務省令で定められる）。特定流通業務施設は、流通業務総合効率化事業の実施に当たり必須となるものではないが、特定流通業務施設の整備を伴う流通業務総合効率化事業を実施する場合は、総合効率化計画に特定流通業務施設の整備に関する事項を記載することができる。

## (2) 特定流通業務施設の整備を伴う流通業務総合効率化事業

特定流通業務施設の整備を伴う流通業務総合効率化事業は、特定流通業務施設を整備し、当該特定流通業務施設にトラック輸送網を集約すること等でトラック走行量の削減を図る取組である。また、特定流通業務施設にトラック輸送を円滑化させるための措置（貨物自動車運送事業の営業所を有すること、又は、トラック予約受付システムを導入すること（特定流通業務施設が貯蔵槽倉庫である場合は、保管している物資を加工するための施設が併設されていることを含む。））を行うことにより、トラックの空車回送又は荷待ち時間を削減するとともに、特定流通業務施設内の省力化を図る措置（物流業務の自動化・機械化関連機器を導入すること）を行うことにより、施設内作業員の作業時間を削減する取組である。なお、トラック輸送を円滑化させるための措置は、貨物自動車運送事業の生産性の向上を図るのみならず、特定流通業務施設内の作業の効率化や適切な人員配置につなげることで、特定流通業務施設を運営する者の生産性の向上を図るものもある。

特定流通業務施設は、高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、保管、荷役、荷さばき及び流通加工を一体的に行う施設であることから、その整備を伴う流通業務総合効率化事業は、物流コストの削減やリードタイムの短縮効果も期待される。

なお、特定流通業務施設を整備する者は、流通業務総合効率化事業の実施主体となり得るが自らが建築主となる者が対象であり、単に建築工事を請け負う者はこれに当たらない。また、不動産事業者が特定流通業務施設を整備する場合は、整備後に流通業務の総合化及び効率化の取組を実施する物流事業者等と連携することが必要である。

駄な待機がない状態となることが見込まれるかを評価することが重要である。また、作業時間の削減に関する評価に当たっては、物流分野における労働の実態や各事業者における労働時間に係る労使関係を踏まえながら、流通業務総合効率化事業における特定流通業務施設と同様の事業規模である既存施設を比較して、特定流通業務施設内の作業時間について、オペレーションの改善による削減の実現が見込まれるかを評価することが重要である。

なお、流通業務の省力化は、労働力不足を背景として限られた労働力の下でも流通業務を行うことを可能とする目的として、潜在的な輸送力の有効活用や物資の流通に伴う労働投入量の削減を図るものであり、人員削減を図ることを目的とするものではないことに十分留意することが重要である。

## (3) 特定流通業務施設の整備に当たつての留意点

特定流通業務施設の整備に当たつては、可能な限り既成市街地の外周の地域で交通条件及び地理的条件が良好であり、かつ、土地利用上適正な位置に立地することその他流通業務施設の整備に関する基本指針（平成五年経済企画庁・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省告示第一号）及び都道府県知事が定める流通業務施設の整備に関する基本方針に照らして適切なものであることが必要である。

卸売市場を特定流通業務施設として整備する流通業務総合効率化事業を実施する場合は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第三条第一項の卸売市場に関する基本方針との整合性に配慮するものとする。

また、特定流通業務施設を農地あるいは国有林野である土地に整備する場合には、用地の確保が確実であること及びその土地の利用に当たつて必要な許認可等を取得していること又は取得の見込みがあることが必要である。

## 第三 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項

## 1 流通業務総合効率化事業に参加する者の意思統一等

流通業務総合効率化事業は、二以上の者が連携して取り組む事業であるが、その一貫性、一体性を確保するため、事業に参加する者が緊密に意思統一を図ることが必要である。特に、輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工といった流通業務を分担して実施する場合、これら流通業務の一体性を確保できるよう十分配慮するものとする。

また、流通業務総合効率化事業の実施に当たつては、適切な実施計画の下、流通業務総合効率化事業の進め方に關し、事業に参加する者の認識を一致させることが必要である。なお、地域内配送共同化など、地方公共団体も含めて地域全体で取り組むことが望ましい取組については、地域の関係者が集まる協議会の開催等を通じて合意形成を行うことが望ましい。

2 ～ 7 (略)

## 第四 港湾流通拠点地区に関する事項

## 1 基本的な考え方

港湾は、物流のグローバル化に對応するための重要な交通結節点であると同時に、人口・産業集積地の近傍に埋立造成により形成されていることにより、消費地や生産拠点に近接し、大規模な物流施設を要する土地の確保が容易であり、物流に資する公共施設が充実しており、かつ輸送・保管・荷さばきを営む事業者が歴史的に集中しているなど、ハード・ソフト両面において、流通加工、在庫管理、クロスドックなどの高度なニーズに対応したサービスの提供が可能である。港湾管理者は、このような流通業務に対する港湾の特性を踏まえた上で、港湾において特定流通業務施設の立地を促進するため、法第八条第一項に規定する港湾流通拠点地区を適切に指定するとともに、当該地区においては、公共施設の着実な整備などを通じて港湾流通業務を支援するよう努めることが望まれる。このことは、輸送コストの削減やリードタイムの短縮等をもたらし、物流の効率化、ひいては我が国産業の国際競争力の強化に資するものである。

## (3) 特定流通業務施設の整備に当たつての留意点

特定流通業務施設の整備に当たつては、可能な限り既成市街地の外周の地域で交通条件及び地理的条件がともに良好であり、かつ、土地利用上適正な位置に立地することその他流通業務施設の整備に関する基本指針（平成五年経済企画庁・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省告示第一号）及び都道府県知事が定める流通業務施設の整備に関する基本方針に照らして適切なものであることが必要である。

卸売市場を特定流通業務施設として整備する流通業務総合効率化事業を実施する場合は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第一項の卸売市場整備基本方針、同法第五条第一項の中央卸売市場整備計画及び同法第六条第一項の都道府県卸売市場整備計画との整合性に配慮するものとする。

## 第三 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項

## 1 流通業務総合効率化事業に参加する者の意思統一等

流通業務総合効率化事業は、二以上の者が連携して取り組む事業であるが、その一貫性、一体性を確保するため、事業に参加する者が緊密に意思統一を図ることが必要である。特に、輸送、保管、荷さばき及び流通加工といった流通業務を分担して実施する場合、これら流通業務の一体性を確保できるよう十分配慮するものとする。

また、流通業務総合効率化事業の実施に当たつては、適切な実施計画の下、流通業務総合効率化事業の進め方に關し、事業に参加する者の認識を一致させることが必要である。なお、地域内配送共同化など、地方公共団体も含めて地域全体で取り組むことが望ましい取組については、地域の関係者が集まる協議会の開催等を通じて合意形成を行うことが望ましい。

2 ～ 7 (略)

## 第四 港湾流通拠点地区に関する事項

## 1 基本的な考え方

港湾は、物流のグローバル化に對応するための重要な交通結節点であると同時に、人口・産業集積地の近傍に埋立造成により形成されていることにより、消費地や生産拠点に近接し、大規模な物流施設を要する土地の確保が容易であり、物流に資する公共施設が充実しており、かつ輸送・保管・荷さばきを営む事業者が歴史的に集中しているなど、ハード・ソフト両面において、流通加工、在庫管理、クロスドックなどの高度なニーズに対応したサービスの提供が可能である。港湾管理者は、このような流通業務に対する港湾の特性を踏まえた上で、港湾において特定流通業務施設の立地を促進するため、法第六条第一項に規定する港湾流通拠点地区を適切に指定するとともに、当該地区においては、公共施設の着実な整備などを通じて港湾流通業務を支援するよう努めることが望まれる。このことは、輸送コストの削減やリードタイムの短縮等をもたらし、物流の効率化、ひいては我が国産業の国際競争力の強化に資するものである。

## 2 (略)

## 第六 その他流通業務総合効率化事業の実施に当たつて配慮すべき重要事項

1～4 (略)

## 5 国及び地方公共団体の役割

## (1) 国の役割

国は、流通業務の総合化及び効率化の取組を全国的に普及させるため、流通業務総合効率化事業のモデル事例の収集及び周知を行うものとする。地方支分部局においては、管轄する地域ブロックの実情に応じた総合効率化計画が、できる限り多く策定されるよう流通業務総合効率化事業に取り組む意欲のある者等に対する助言、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

また、国は、法第二十三条第一項第一号に規定する出資及び貸付けを活用して、事業者が、流通業務の総合化及び効率化のための取組を行う際には、当該取組が適切に進められるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び事業者の連携の強化に努めることがある。

その際、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、国及び事業者と連携しつつ、民業補完性や償還確実性の確保等が図られるよう、十分な体制を構築して出資及び貸付けを実施することとする。

6 (2) (略)

6 (2) (略)

## 附 則

この告示は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○ 農林水産省告示第三号  
国土交通省

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和七年農林水産省令第二号）の施行に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第二条第一項第四号の主務大臣の定める基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十八日

農林水産省令第二号  
国土交通省

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第二条第一項第四号の主務大臣の定める基準等の一部を改正する省令（令和七年農林水産省令第二号）の施行に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第二条第一項第四号の主務大臣の定める基準等（平成二十八年農林水産省告示第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
物資の流通の効率化に関する法律施行規則第二条第一項第四号の主務大臣の定める基準等 (到着時刻表示装置の基準)	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第二条第一項第四号の主務大臣の定める基準等 (到着時刻表示装置の基準)

**第一条** 物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号。以下「規則」という。）第二条第一項第四号の主務大臣の定める基準は、映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は特定流通業務施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器であることとする。

この告示は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

## 第六 その他流通業務総合効率化事業の実施に当たつて配慮すべき重要事項

1～4 (略)

## 5 国及び地方公共団体の役割

## (1) 国の役割

国は、流通業務の総合化及び効率化の取組を全国的に普及させるため、流通業務総合効率化事業のモデル事例の収集及び周知を行うものとする。地方支分部局においては、管轄する地域ブロックの実情に応じた総合効率化計画が、できる限り多く策定されるよう流通業務総合効率化事業に取り組む意欲のある者等に対する助言、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

また、国は、法第二十条の二第一項第一号に規定する貸付けを活用して、事業者が、流通業務の総合化及び効率化のための取組を行う際には、当該取組が適切に進められるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び事業者の連携の強化に努めることがある。

その際、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、国及び事業者と連携しつつ、民業補完性や償還確実性の確保等が図られるよう、十分な体制を構築して貸付けを実施することとする。

6 (2) (略)

6 (2) (略)

## 附 則

この告示は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○ 農林水産省告示第三号  
国土交通省

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第二条第一項第四号の主務大臣の定める基準等（平成二十八年農林水産省告示第三号）の一部を次のように改正する。

農林水産大臣 江藤 拓  
経済産業大臣 武藤 容治  
国土交通大臣 中野 洋昌

農林水産省告示第三号  
国土交通省

○経済産業省告示第三十四号  
高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）の規定に基づき、高压ガス保安法施行令関係告示（平成九年通商産業省告示第百三十九号）の一部を次の表のよう改正し、公布の日の翌日から施行する。  
令和七年三月二十八日

経済産業大臣 武藤 容治  
(傍線部分は改正部分)

	改	正	後	改	正	前
第一条 高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二条第五項第二号の経済産業大臣が定める方法は、冷凍、圧縮するガスの液化又は液化ガスの加圧のために設置されているもの以外のものであつて、次の各号のいずれかによるものとする。	第一条 高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二条第三項第二号の経済産業大臣が定める方法は、冷凍、圧縮するガスの液化又は液化ガスの加圧のために設置されているもの以外のものであつて、次の各号のいずれかによるものとする。	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第二条 令第二条第五項第七号の経済産業大臣が定めるものは、冷凍設備からフルオロカーボンを回収するフルオロカーボン回収装置（当該回収装置に接合された容器（以下「接合容器」という。）又は取り付けられた着脱可能な容器（以下「着脱容器」という。）及びその附属品を含む。以下「回収装置」という。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン（不活性ガス（一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第四号に規定する不活性ガスをいう。一項第四号に規定する不活性ガスをいう。以下同じ。）に限る。）とする。	第二条 令第二条第三項第七号の経済産業大臣が定めるものは、冷凍設備からフルオロカーボンを回収するフルオロカーボン回収装置（当該回収装置に接合された容器（以下「接合容器」という。）又は取り付けられた着脱可能な容器（以下「着脱容器」という。）及びその附属品を含む。以下「回収装置」という。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン（不活性ガス（一般高压ガス保安規則第二条第一項第四号に規定する不活性ガスをいう。以下同じ。）に限る。）とする。	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三 回収装置（着脱容器及びその附属品を除く。以下この号において同じ。）は、次に掲げる耐圧及び気密上の要件を満たすものであること。	三 回収装置（着脱容器及びその附属品を除く。以下この号において同じ。）は、次に掲げる耐圧及び気密上の要件を満たすものであること。	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
イ 回収装置の耐圧部分は、常用の圧力の二倍以上の圧力で降伏を起さないような肉厚を有するものであり、若しくは常用の圧力の四倍以上の圧力で行う加圧試験において破壊を生じないものであり、又は一般高压ガス保安規則第六条第一項第十一号、第十二号若しくは第十三号の規定により試験若しくは製造を行うことが適切であると経済産業大臣が認めた者が製造及び試験を行つたものであること。	イ 回収装置の耐圧部分は、常用の圧力の二倍以上の圧力で降伏を起さないような肉厚を有するものであり、若しくは常用の圧力の四倍以上の圧力で行う加圧試験において破壊を生じないものであり、又は一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項第十一号、第十二号若しくは第十三号の規定により試験若しくは製造を行うことが適切であると経済産業大臣が認めた者が製造及び試験を行つたものであること。	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四〇八 （略）	四〇八 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四〇八 （略）	四〇八 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
九 回収装置本体（分割できる構造のものにあっては、分割された部分のうち前二号の表示がなされている部分を除く。）及び計量器（回収装置本体に接合されているものを除く。）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、次の事項が表示されたものであること。	九 回収装置本体（分割できる構造のものにあっては、分割された部分のうち前号の表示がなされている部分を除く。）及び計量器（回収装置本体に接合されているものを除く。）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、次の事項が表示されたものであること。	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
イ〇八 （略）	イ〇八 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第四条 令第二条第五項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一・三 (略)

第四条の二 令第二条第五項第九号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一・七 (略)

八 試験研究の用に供する機器内における高圧ガスであつて、次のイからハまでのいずれにも該当するもの。

イ 当該機器内に設置する容器が次のいずれかに該当するもの（可燃性ガス、毒性ガス又は酸素にあつては次のイ)に限る。）であること。

イ(イ) 内容積が百ミリリットル以下であること。

イ(ロ) 内容積を立方メートルで表した数値と設計圧力をメガパスカルで表した数値との積が〇・〇〇四以下であること。

イ(ハ) 内容積が〇・〇〇一立方メートル以下であつて、設計圧力が三十メガパスカル未満であること。

ロ 当該機器内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置が設けられていること。

ハ 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素にあつては、ガスの種類に応じ、必要な安全のための措置が講じられていること。

ハ(イ) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の製造のために使用されるサイクロトロン内における高圧ガスであつて、次のイからニまでのいずれにも該当するもの。

イ(イ) 内容積が三百ミリリットル以下であること。

ロ(イ) 使用時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

ハ(イ) 適切な遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられた室に設置されていること。

ハ(ロ) 充填されるガスが不活性ガス又は空気であること。

九 電子断層撮影診療用放射性同位元素の製造のために使用されるサイクロトロン内における高圧ガスであつて、次のイからニまでのいずれにも該当するもの。

ハ(イ) 内容積が三百ミリリットル以下であること。

(新設)

○国土交通省告示第一百二十四号  
海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省令の整備等に関する省令（令和六年国土交通省令第百九号）の施行に伴い、海上運送法施行規則第二十三条第十三条の四の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

第七条 令第二十二条第一号の経済産業大臣が定める区域は、コンビナート等保安規則第二条第二十一号に規定するコンビナート地域又は同項第二十二号に規定する特定製造事業所の区域のいずれかに該当する区域とする。

海上運送法施行規則第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十八日

海上運送法施行規則第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合を定める告示（令和六年国土交通省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

○国土交通省告示第一百二十四号  
海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省令の整備等に関する省令（令和六年国土交通省令第百九号）の施行に伴い、海上運送法施行規則第二十三条第十三条の四の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十八日

海上運送法施行規則第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合を定める告示（令和六年国土交通省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

海上運送法施行規則第二十二条の五第二号及び第二十三条の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合を定める告示

海上運送法施行規則第二十二条の五第二号及び第二十三条の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合は、出港から次の入港までの時間が五十分未満であるときとする。

海上運送法施行規則第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合を定める告示

海上運送法施行規則第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合は、出港から次の入港までの時間が五十分未満であるときとする。

附 則  
この告示は、令和七年四月一日から施行する。

## ○国土交通省告示第二百一十五号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和七年経済産業省令第二号）の施行に伴い、租税特別措置法第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十八日

租税特別措置法第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物を指定する件（平成二十八年国土交通省告示第千百八号）の一部を次のように改正する。

租税特別措置法施行令第八条第二項及び第二十九条の三第二項に規定する倉庫用の建物（その附属設備を含む。以下同じ。）及び構築物のうち、物資の輸送の合理化に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものは、物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第一条第一項第四号口に規定する到着時刻表示装置（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者から同項第四号口に規定するシス템を通じて提供された貨物の搬入及び搬出をする数量に関する情報その他の情報を表示できるものに限る。）を有する倉庫用の建物及び構築物とする。

## 改正後

## 改正前

租税特別措置法施行令第八条第二項及び第二十九条の三第二項に規定する倉庫用の建物（その附属設備を含む。以下同じ。）及び構築物のうち、物資の輸送の合理化に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものは、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第一号）第一条第一項第四号口に規定する到着時刻表示装置（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者から同項第四号口に規定するシス템を通じて提供された貨物の搬入及び搬出をする数量に関する情報その他の情報を表示できるものに限る。）を有する倉庫用の建物及び構築物とする。

## 附則

この告示は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第二百一十六号  
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行に伴い、流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十八日

流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準の一部を改正する告示  
流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準（令和六年国土交通省告示第二百九十九号）の一部を次のように改める。

## 改正後

## 改正前

租税特別措置法施行令第八条第三項及び第二十九条の三第三項に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。  
一 当該年又は事業年度において生じたその特定流通業務施設（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第三号に規定する特定流通業務施設をいう。以下同じ。）に係る荷待ち時間（貨物自動車（貨物の運送の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の運転者が貨物自動車の運転の業務に従事した時間のうち、流通業務施設（同号に規定する流通業務施設をいう。以下同じ。）又はその周辺の場所において、その流通業務施設の管理者の都合により貨物の受渡しのために待機した時間の合計をいう。）を当該荷待ち時間の算定の基礎となつた貨物自動車の数で除して得た時間が、二十分以下であること。

国土交通大臣 中野 洋昌

租税特別措置法施行令第八条第三項及び第二十九条の三第三項に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。  
一 当該年又は事業年度において生じたその特定流通業務施設（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第一条第三号に規定する特定流通業務施設をいう。以下同じ。）に係る荷待ち時間（貨物自動車（貨物の運送の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の運転者が貨物自動車の運転の業務に従事した時間のうち、流通業務施設（同号に規定する流通業務施設をいう。以下同じ。）又はその周辺の場所において、その流通業務施設の管理者の都合により貨物の受渡しのために待機した時間の合計をいう。）を当該荷待ち時間の算定の基礎となつた貨物自動車の数で除して得た時間が、二十分以下であること。

二 当該年又は事業年度において生じたその特定流通業務施設に係る荷役時間（流通業務施設において貨物自動車の運転者が荷役その他貨物自動車の運転以外の業務に従事した時間の合計をいう。）を当該荷役時間の算定の基礎となつた貨物自動車の数で除して得た時間（以下「平均荷役時間」という。）が、当該特定流通業務施設に係る特定総合効率化計画（物資の流通の効率化に関する法律第六条第一項に規定する総合効率化計画のうち同条第三項各号に掲げる事項が記載されたものをいう。以下同じ。）に記載された次に掲げる時間（口に規定する場合に該当しない場合には、イに掲げる時間）をいざれも下回ること。

イ 当該特定流通業務施設に係る平均荷役時間の目標

口 当該特定総合効率化計画について物資の流通の効率化に関する法律第六条第一項の認定を受けた同項に規定する総合効率化事業者が基準年（当該認定の申請の日を含む年の前年又は同日を含む事業年度の前事業年度をいう。）において他の流通業務施設を有する場合における当該基準年において生じた当該他の流通業務施設に係る平均荷役時間

附 則

この告示は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第二百一十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

国土交通大臣 中野 洋昌

別表		改 正 後	
(略)	八 ハウスプラス 会社	指定 番号 適合性判定機 関の名称	指定構造計算
(略)	(略)	住 所	住 所
(略)	(略)	業務区域	業務区域
(略)	(略)	指定をした日	指定をした日
(略)	(略)	指定の有効期間	指定の有効期間

別表

別表		改 正 前	
(略)	八 ハウスプラス 会社	指定 番号 適合性判定機 関の名称	指定構造計算
(略)	(略)	住 所	住 所
(略)	(略)	業務区域	業務区域
(略)	(略)	指定をした日	指定をした日
(略)	(略)	指定の有効期間	指定の有効期間

二 当該年又は事業年度において生じたその特定流通業務施設に係る荷役時間（流通業務施設において貨物自動車の運転者が荷役その他貨物自動車の運転以外の業務に従事した時間の合計をいう。）を当該荷役時間の算定の基礎となつた貨物自動車の数で除して得た時間（以下「平均荷役時間」という。）が、当該特定流通業務施設に係る特定総合効率化計画（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する総合効率化計画のうち同条第三項各号に掲げる事項が記載されたものをいう。以下同じ。）に記載された次に掲げる時間（口に規定する場合に該当しない場合には、イに掲げる時間）をいざれも下回ること。

イ 当該特定流通業務施設に係る平均荷役時間の目標

口 当該特定総合効率化計画について流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項の認定を受けた同項に規定する総合効率化事業者が基準年（当該認定の申請の日を含む年の前年又は同日を含む事業年度の前事業年度をいう。）において他の流通業務施設を有する場合における当該基準年において生じた当該他の流通業務施設に係る平均荷役時間

○国土交通省告示第一百一十八号  
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

國土交通大臣 中野 洋昌  
砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
正力川  
砂防法第二条の土地の表示  
玄島県東云島市八本公町正力字堂自及び

伊賀美の区域内の土地のうち、次的一点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を結んだ線に囲まれた土地の区域	一点	北緯三四度二七分四九秒六四八一 東經一三三度四二分五三秒〇五一一
	二点	北緯三四度二七分四九秒九七六二 東經一三二度四二分五三秒一七九〇
	三点	北緯三四度二七分五二秒一九二六 東經一三三度四二分五〇秒〇九一一
	四点	北緯三四度二七分五五秒六九二〇 東經一三二度四二分四八秒九八三四
	五点	北緯三四度二七分五六秒五三三三 東經一三二度四二分五二秒四二八六
	六点	北緯三四度二七分五八秒一四五四 東經一三二度四二分五二秒二三三八
	七点	北緯三四度二七分五八秒六〇六四 東經一三二度四二分五一秒五二八一
	八点	北緯三四度二七分五八秒七六四六 東經一三二度四二分五二秒三〇一四
	九点	北緯三四度二七分五八秒五七二八 東經一三二度四二分五二秒八四五二
	十点	北緯三四度二七分五一秒五六五九 東經一三二度四二分五四秒五五九五
	十一点	北緯三四度二七分五〇秒七一二八 東經一三二度四二分五四秒〇五八五
	十二点	北緯三四度二七分五〇秒五一〇八 東經一三二度四二分五三秒九七七五
	十三点	北緯三四度二七分四九秒五九三 東經一三二度四二分五五秒八三〇八
	十四点	北緯三四度二七分四九秒六九五五 東經一三二度四二分五五秒五四三〇
	十五点	北緯三四度二七分四五秒三〇四五 東經一三二度四二分五六秒三〇四五

二十九点	北緯三四度二七分四九秒○二二六
二十八点	東經一三二度四二分五六秒二二〇八
二十七点	北緯三四度二七分四八秒九六二五
二十六点	東經一三二度四二分五六秒○三二七
二十五点	北緯三四度二七分四九秒○一三九
二十三点	東經一三二度四二分五五秒七四九五
二十点	北緯三四度二七分四九秒○四二八
十九点	東經一三二度四二分五四秒四三八六

東経一三二度四二分五三秒六〇八〇 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 中津岡川
砂防法第二条の土地の表示
広島県廿日市市大野字中津岡及び字中空 区域内の土地のうち、次の一点から十三点 でを順次結んだ線及び一点と十三点を結ん 線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建 省告示第九百六十四号で指定した中津岡川 掲げる土地の区域を除く。）
一点 北緯三四度八分一二秒五七四二 東経一三二度六分一四秒六一九八
二点 北緯三四度八分二秒五八五五 東経一三二度六分一四秒六一八六
三点 北緯三四度八分二秒五五八一 東経一三二度六分一四秒六〇八四三
四点 北緯三四度八分二秒五九九一 東経一三二度六分一四秒〇七六八
五点 北緯三四度八分二秒六三五七 東経一三二度六分一四秒〇九三九〇
六点 北緯三四度八分二秒九五五八 東経一三二度六分一四秒八三八八
七点 北緯三四度八分二秒九五五八 東経一三二度六分一四秒八三八八
八点 北緯三四度八分二秒九五五八 東経一三二度六分一四秒八三八八
九点 北緯三四度八分二秒九五五八 東経一三二度六分一四秒八三八八
十点 北緯三四度八分二秒九五五八 東経一三二度六分一四秒八三八八
十一点 北緯三四度八分二秒九五五八 東経一三二度六分一四秒八三八八
十二点 北緯三四度八分二秒九五五八 東経一三二度六分一四秒八三八八
十三点 東経一三二度六分八秒〇八五三

(二) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
上水落川  
砂防法第二条の土地の表示  
広島県安芸郡坂町字水尻、字水落山及び字  
天狗岩の区域内の土地のうち、次の一点から  
二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十  
二点を結んだ線に囲まれた土地の区域  
一点 北緯三四度一九分一〇秒一八六二  
東経一三三度三〇分〇〇秒四〇四二  
北緯三四度一九分〇七秒一七五八

二十二点  
北緯三四度一九分一三秒二七二六  
東經一三三度三〇分〇三秒六一九一  
北緯三四度一九分一〇秒三三二〇  
東經一三三度三〇分〇五秒七三五八  
○国土交通省告示第二百二十九号  
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の  
規定により、同条の土地を次のとおり指定するの  
で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十一  
号）第一条の規定に基づき、告示する。

（二）砂防法第二条の土地の表示	
朴ノ木谷	三重県津市美里町北長野字松香田の区域内の土地のうち、次の一点から六十一点までを順次結んだ線及び一点と六十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点	北緯三四度四分三秒六一七四
二点	東経一三六度四分三秒五六二一
三点	北緯三四度四分三秒五六二一
四点	東経一三六度二一分九秒〇〇六一
五点	北緯三四度四分三秒四七一七
六点	東経一三六度二一分九秒〇三八〇
七点	北緯三四度四分三秒〇一七七
八点	東経一三六度二一分八秒七九五
九点	北緯三四度四分三秒六六二二
十点	東経一三六度二一分八秒四六四七
十一点	北緯三四度四分三秒三九三三
十二点	東経一三六度二一分七秒七二一〇
十三点	北緯三四度四分三秒六四七六
十四点	東経一三六度二一分七秒三五四
十五点	北緯三四度四分三秒六二二九
	東経一三六度二一分七秒〇八五三
	北緯三四度四分三秒八二〇六
	東経一三六度二一分七秒三三九四
	北緯三四度四分三秒六二二九
	東経一三六度二一分七秒九一八
	北緯三四度四分三秒九〇九三
	東経一三六度二一分六秒一六二五
	北緯三四度四分三秒九六六四
	東経一三六度二一分七秒三八〇六
	北緯三四度四分二五秒五一二二
	東経一三六度二一分八秒二八〇一
	北緯三四度四分二四秒九八〇一
	東経一三六度二一分八秒六四八〇

十六点	北緯三四度四四分二四秒八七三五
十七点	東経三六度二分一八秒八一七二
十八点	北緯三四度四分二四秒六九五九
十九点	東経三六度二分一八秒八七六三
二十点	北緯三四度四分二四秒三八一一
二十一点	東経一三六度二分一八秒七九三三
二十二点	北緯三四度四分二四秒三〇二三
二十三点	東経一三六度二分一九秒一一一一
二十四点	北緯三四度四分二四秒四六二
二十五点	東経一三六度二分一九秒六〇四八
二十六点	北緯三四度四分二四秒九四七五
二十七点	東経一三六度二分一九秒九二六八
二十八点	北緯三四度四分二五秒〇八二五
二十九点	東経一三六度二分一九秒九三二二
三十点	北緯三四度四分二五秒一九三〇
三十一点	東経一三六度二分一五八
三十二点	北緯三四度四分二五秒九八一
三十三点	東経一三六度二分一五八
三十五点	北緯三四度四分二五秒五三五八
三十六点	東経一三六度二分一五八
三十七点	北緯三四度四分二五秒二九九五
三十八点	東経一三六度二分一五八
三十九点	北緯三四度四分二四秒八七三五

四十点	北緯三四度四分二四秒〇二七四
四十五点	東経三六度二分二〇秒八三一三
四十六点	北緯三四度四分二〇秒九四九〇
四十七点	東経三六度二分二〇秒七九八四
四十八点	北緯三四度二八分四九秒七四三四
四十九点	東経三六度二分二〇秒六八〇三
五十点	北緯三四度四分三秒九〇七九
五十一点	東経三六度二分二〇秒七四三七
五十二点	北緯三四度二八分三秒三二〇七
五十三点	東経三六度三〇分三一秒三〇七
五十四点	北緯三四度二八分五秒九九七一
五十五点	東経三六度三〇分三一秒九二六五
五十六点	北緯三四度二八分四九秒三三六〇
五十七点	東経三六度三〇分三一秒六八二〇
五十九点	北緯三四度二八分四九秒七〇九三
六十点	東経三六度三〇分三一秒八八八〇
六十一点	北緯三四度二八分四九秒一四五一

一点	北緯三四度四分二四秒五五四二
二点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
三点	北緯三四度四分二四秒六三七五
四点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
五点	北緯三四度四分二四秒九四七五
六点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
七点	北緯三四度四分二四秒九四七五
八点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
九点	北緯三四度四分二四秒九四七五
十点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
十一点	北緯三四度四分二四秒九四七五
十二点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
十三点	北緯三四度四分二四秒九四七五
十四点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
十五点	北緯三四度四分二四秒九四七五
十六点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
十七点	北緯三四度四分二四秒九四七五
十八点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
十九点	北緯三四度四分二四秒九四七五
二十点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
二十一点	北緯三四度四分二四秒九四七五
二十二点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
二十三点	北緯三四度四分二四秒九四七五
二十六点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
二十七点	北緯三四度四分二四秒九四七五
二十八点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
二十九点	北緯三四度四分二四秒九四七五
三十点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
三十一点	北緯三四度四分二四秒九四七五
三十二点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
三十三点	北緯三四度四分二四秒九四七五
三十五点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
三十六点	北緯三四度四分二四秒九四七五
三十七点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
三十八点	北緯三四度四分二四秒九四七五
三十九点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二

二二)	砂防法第二条の土地の表示
(一)	長谷
(二)	砂防法第二条の土地の表示
三重県伊賀市西高倉字大谷山及び字鳥居出	の区域内の土地のうち、次の一点から五十五点までを順次結んだ線及び一点と五十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第千二百六十四号で指定した宮谷川に掲げる土地の区域を除く。）
宮谷川	砂防法第二条の土地に係る河川の名称
六点	北緯三四度四七分四三秒〇一五八
五点	東経一三六度〇五分二七秒〇九四二
四点	北緯三四度四七分四三秒一八五
三点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
二点	北緯三四度四七分四三秒一八五
一点	東経一三六度〇五分二八秒〇九四二
二二)	砂防法第二条の土地の表示
(一)	長谷
(二)	砂防法第二条の土地の表示
三重県多気郡多気町長谷字峠の区域内の土	地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域
地の区域	地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

五十三点 北緯三四度四七分四二秒八五五六  
東經一三六度〇五分二七秒七三三九  
五十四点 北緯三四度四七分四二秒八七一七  
東經一三六度〇五分二七秒七四五七  
五十五点 北緯三四度四七分四二秒九一八二  
東經一三六度〇五分二七秒五九五九  
○国土交通省告示第二百三十号 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

年 齢 階 層		性 別	環境大臣 浅尾慶一郎
昭和六十年四月二日から平成二年四月一日までの間に生まれた者	三四〇、六〇〇円	男 子	康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十二条の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。
昭和五十五年四月二日から昭和六十年四月一日までの間に生まれた者	三四六、二〇〇円	女 子	令和七年三月二十八日

附則

1 この告示は、令和七年四月以降の月分の障害補償費について適用し、令和七年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

2 令和六年三月環境省告示第十五号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

○環境省告示第二十七号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四八年法律第二百十一号）第三十一条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十七条の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

		年 齢 階 層	性 別
昭和六十年四月二日から平成三年四月一日までの間に 生まれた者	昭和五十五年四月二日から昭和六十年四月一日までの間に 生まれた者	男 子	女 子
二七六、一〇〇円	二九八、〇〇〇円	男 子	女 子
二一一、二〇〇円	二一五、五〇〇円	男 子	女 子

昭和三十年四月一日以前に生まれた者	昭和三十五年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	昭和四十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者	昭和四十五年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者	昭和五十年四月二日から昭和五十五年四月一日までの間に生まれた者
一九九、五〇〇円	二二八、三〇〇円	三三七、八〇〇円	三三三一、八〇〇円	三一四、二〇〇円
一六五、一〇〇円	一六七、四〇〇円	二一八、六〇〇円	二二九、九〇〇円	二二九、九〇〇円

○環境省告示第三十号

平成二十三年三月十日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第一項第三号イ、第二項第四号ハ並びに第四項第二号イ及びハの規定に基づき、特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法（平成二十四年八月環境省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十八日 環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよう改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前	改正後	改正前
第二条 規則第二十六条第二項第四号ハ(1)の環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第二条 規則第二十六条第二項第四号ハ(1)の環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第二条 規則第二十六条第二項第四号ハ(1)の環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第二条 規則第二十六条第二項第四号ハ(1)の環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一 規則別表第四の上欄に掲げる項目 昭	一 規則別表第四の上欄に掲げる項目 昭	一 規則別表第四の上欄に掲げる項目 昭	一 規則別表第四の上欄に掲げる項目 昭

二 (略) 各号に定める方法による。  
二 (新設) (略)

環境大臣が定める方法は、同号ハ(3)に規定

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五十八条の三第一項第四号の規定に基づき、除去土壤の埋立処分を終了する場合の措置を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

卷之三

卷之五





## ○中部地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日  
道路の種類 一般国道  
路線名 一号

## (三) 道路の区域

区

間 後別 前 変更前 敷地の幅員 延長

中部地方整備局長 佐藤 寿延

藤枝市潮字谷田一八四番一五から同市下敷田字藏羽 澤四一七番七五まで

三一・三九・五一・八〇 ○・一〇四

メートル キロメートル

## (四) 図面縦覧場所

中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

## ○中部地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日  
路線名 供用開始の区間 中部地方整備局長 佐藤 寿延

## 一

藤枝市坂宿字天神前一三四八番一から同市下敷田字藏羽 中部地方整備局及び同局静

る部分のみ

令和七年三月二十八日六時

## ○中部地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、

供用開始の期日 令和七年三月二十八日六時

次のことおり告示する。

令和七年三月二十八日

中部地方整備局長 佐藤 寿延

一 施行者の名称 静岡県

二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十二年中部地方整備局告示第九十一号東駿河湾広域都市計

画道路事業三・四・十一号西間門新谷線

三 事業施行期間 自平成二十二年六月二十三日至令和十一年三月三十一日

四 事業地

収用の部分 平成二十二年中部地方整備局告示第九十一号の事業地のうち柿田字柿添地内において

事業地を変更する。

使用の部分 なし

## ○中部地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、

次のことおり告示する。

令和七年三月二十八日

中部地方整備局長 佐藤 寿延

一 施行者の名称 愛知県

二 都市計画事業の種類及び名称 平成三十年中部地方整備局告示第九十九号西三河都市計画道路事

業三・四・五十九号福岡線

## 三 事業施行期間 自平成三十年十一月十六日至令和十二年三月三十一日

四 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

## ○中部地方整備局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、

次のことおり告示する。

令和七年三月二十八日  
路線名 三号

## (一) 道路の種類

一般国道

## (二) 道路の区域

区

間 後別 前 変更前 敷地の幅員 延長

中部地方整備局長 佐藤 寿延

## (四) 図面縦覧場所

中部地方整備局及び同局福岡国道事務所

## ○九州地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日  
路線名 三号

## (一) 道路の種類

一般国道

## (二) 道路の区域

区

間 後別 前 変更前 敷地の幅員 延長

九州地方整備局長 森田 康夫

## (四) 図面縦覧場所

福岡県八女郡広川町大字新代字広ミ一五五番一から同町大字新代字長竿二四七番三まで

福岡県八女郡広川町大字新代字長竿二四七番三まで

## ○九州地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日  
路線名 三号

## (一) 道路の種類

一般国道

## (二) 道路の区域

区

間 後別 前 変更前 敷地の幅員 延長

九州地方整備局長 森田 康夫

## (四) 図面縦覧場所

福岡県八女郡広川町大字新代字長竿二四七番三まで

## (一) 道路の種類

一般国道

## (二) 道路の区域

区

間 後別 前 変更前 敷地の幅員 延長

九州地方整備局長 森田 康夫

## (四) 図面縦覧場所

福岡県八女郡広川町大字新代字長竿二四七番三まで

## (一) 道路の種類

一般国道

## (二) 道路の区域

区

間 後別 前 変更前 敷地の幅員 延長

中部地方整備局長 佐藤 寿延



(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するいふじみの、災害が発生した場合に おける被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日 令和七年三月二十九日
(七) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
中国地方整備局公示
河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第十七条第一項の規定により堤防と道路との兼用工作物 の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、中国地方整備局及び同局日野川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和七年三月二十八日
中国地方整備局長 林 正道
1 河川の名称 日野川水系日野川
2 河川管理施設の名称又は種類 日野川左岸堤防
3 河川管理施設の位置 米子市福市一二八一一番一四地先から同市八幡四一五番三地先まで
4 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 米子市長 伊木 隆司 住所 米子市加茂町一丁目一番地
5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む）、路肩、道路の附属物その他のもつて道路の 管理上必要な施設又は工作物をいふ。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る）、改 築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持 原則として道路専用施設に係る災害復旧
(3) 管理の期間 令和七年三月三日から道路の存続する日まで
九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和七年三月二十八日
一 河川の名称 高津川水系白上川
二 廃川敷地等が生じた年月日 令和七年三月二十八日
三 廃川敷地等の位置 島根県益田市市原町一三一九番一地先から同県同市同町一三一九四番一地先ま で
四 廃川敷地等の種類及び数量 土地 七千八百十三平方メートル

## 公 聽 会

## 公聴会開催に関する公示

## 運輸審議会公示第2号

国土交通省設置法第二十三条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催することとしましたので、運輸  
審議会一般規則第三条第1項の規定により公示します。

令和7年3月28日

1 事案の件名
(1) 事案番号 令7第4001号
(2) 事案の種類 鉄道の旅客運賃の上限変更認可
(3) 申請者 西武鉄道株式会社
(4) 事案の内容
すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。
1 鉄道の普通旅客運賃
現行の運賃の上限を次のとおり変更する。
(単位：円)

	1 円単位	10円単位
4キロまで	169	170
4キロを超え8キロまで	207	210
8キロを超え12キロまで	245	250
12キロを超え16キロまで	284	290
16キロを超え20キロまで	323	330
20キロを超え24キロまで	362	370
24キロを超え28キロまで	402	410
28キロを超え32キロまで	442	450
32キロを超え36キロまで	483	490
36キロを超え40キロまで	521	530
40キロを超え44キロまで	557	560
44キロを超え48キロまで	592	600
48キロを超え52キロまで	627	630
52キロを超え56キロまで	657	660
56キロを超え60キロまで	683	690
60キロを超え64キロまで	709	710
64キロを超え68キロまで	735	740

68キロを超える72キロまで	758	760
72キロを超える76キロまで	781	790
76キロを超える81キロまで	800	800

## 2 鉄道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（1か月）

（単位：円）

4キロまで	6,540
4キロを超える8キロまで	7,920
8キロを超える12キロまで	9,320
12キロを超える16キロまで	10,720
16キロを超える20キロまで	12,130
20キロを超える24キロまで	13,550
24キロを超える28キロまで	14,980
28キロを超える32キロまで	16,420
32キロを超える36キロまで	17,850
36キロを超える40キロまで	19,270
40キロを超える44キロまで	20,370
44キロを超える48キロまで	21,270
48キロを超える52キロまで	21,970
52キロを超える56キロまで	22,470
56キロを超える60キロまで	22,870
60キロを超える64キロまで	23,170
64キロを超える68キロまで	23,420
68キロを超える72キロまで	23,620
72キロを超える76キロまで	23,820
76キロを超える81キロまで	24,000

通学定期旅客運賃（1か月）

現行の運賃の上限を据え置きとする。

2 日 時 令和7年5月22日（木）午前9時30分から

3 場 所 中央合同庁舎4号館共用会議室4階 共用408会議室  
(東京都千代田区霞が関3-1-1)

4 主宰者 運輸審議会

5 公述の申出

(1) 公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ各1部を令和7年4月11日（金）正午までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（郵便番号100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 3階）あてお送りください。

(2) 公述申込書には、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

(3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を4,500文字以内で具体的に記載してください。

(4) 議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名等を令和7年4月下旬頃に運輸審議会のホームページに掲載し、運輸審議会の掲示板に掲示する予定です。

（掲載予定URL：[https://www.mlit.go.jp/page/unyu00\\_hy\\_000041.html](https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html)）

(5) 1人の公述時間は15分以内を予定していますが、一般公述人の人数等によりそれより短くさせていただく場合があります。また、所定の時間に収まらない場合は、途中で公述を終了していた場合がございます。

6 申請書その他の関係書類の閲覧場所

当該事案の申請書及びその他の関係書類については、令和7年3月下旬頃から、公述申込書及び公述書（一般公述の申出があった場合に限る）については、令和7年4月中旬頃から、それぞれ運輸審議会のホームページに掲載予定です。

（掲載予定URL：[https://www.mlit.go.jp/page/unyu00\\_hy\\_000041.html](https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html)）

7 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

8 開催の取消

5(1)記載の期日までに一般公述の申出がなかった場合など、公聴会の開催を取り消す場合があります。その際には別途お知らせします。

9 その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03-5253-8810）にお問い合わせください。